

教育委員会会議録

令和8年（2026年）6月定例教育委員会会議

開 会 日	令和8年（2026年）6月25日（木）	
開 会 時 間	午後2時00分 ～午後6時23分	
開 会 場 所	S P r i n g.熊本花畑町 7階 D会議室 ※一部オンライン開催 オンラインでの出席者については各執務室	
出 席 者	委 員 会	遠藤洋路 教育長 西山忠男 委員 苅野一徳 委員 澤栄美 委員 村田慎 委員 清田晃子 委員
	事 務 局	吉田潔 教育次長 梶原勢矢 教育次長 中川浩二 教育総務部長 樫木敏之 学校教育部長 他
提 出 議 案	議第36号 令和9年度（2027年度）熊本市立高等学校入学者選抜の基本方針の策定について 議第37号 令和9年度（2027年度）熊本市立平成さくら支援学校入学者選抜の基本方針の策定について 議第38号 熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について 議第39号 歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分に対する意見について	
協 議	(1) 部活動における児童生徒の安全な移動に関する通知について	
報 告	(1) 満3歳児受け入れについて (2) 令和9年度(2027年度) 熊本市立学校管理職等採用選考試験について (3) 「令和7年度生徒指導状況報告」の結果について (4) 熊本市小中学校キャリア教育懇談会について	
自 由 討 議	長期欠席児童生徒等への支援について	
署 名	苅野 一徳	
	清田 晃子	
会議録作成者	教育政策課 有働 真帆	

令和8年（2026年）6月 教育委員会会議録【6月25日（木）】

〔開会の宣告〕 遠藤洋路 教育長 〔会議の成立〕 遠藤洋路 教育長 〔公開の審議〕 遠藤洋路 教育長	令和8年6月定例教育委員会会議を開会いたします。 本日は、私のほか5人（3人以上で成立）の委員が出席しておりますので、この会議は成立しております。 会議規則第14条第2項の規定に基づき、会議録署名人の指名を行います。会議録署名人は、苦野委員と清田委員とします。よろしくお願いいたします。 本日の会議の内容につきましては、会議日程のとおりですが、本日の議事のうち、議第39号 歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分に対する意見について、は、会議規則第13条第2号「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する案件」に該当することから非公開の審議が適当と思います。議第39号につきまして、非公開に賛成の委員は、挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成により、議第39号は、非公開とします。
日程第1 前回会議録承認 遠藤洋路 教育長	それでは、「日程第1 前回会議録承認の件」に入ります。 5月28日開催の令和8年5月定例教育委員会会議録を各委員のお手元に配布しております。この会議録を承認することに、ご異議はありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。前回会議録は、承認することに決定いたします。
日程第2 事務局報告 ・（1）事業・行事等報告について	

《資料机上配付》

西山忠男 委員	7月10日の第1回教育についての意見交換会というのは、どことこの意見交換なんですか。
岡本真一郎 指導課副課長	参加者は、教育長ほか事務局、学校との意見交換になります。合計6回開かれる予定となっております。
遠藤洋路 教育長	私と校長の意見交換というのに、事務局も参加いたします。
西山忠男 委員	今までもあったと思うんですけど、その意見交換会でどんな意見が出たかということを中心にまとめて教えていただけたらこちらもありがたいんですけど、いかがでしょうか。
遠藤洋路 教育長	では、何回かありますので、例えばその年度のものをまとめてとかでよろしければ、その一続きのものが終わったときにまとめてご報告を教育委員会会議にすることになりますので、よろしくお願いします。

日程第3 議事

- ・議第36号 令和9年度（2027年度）熊本市立高等学校入学者選抜の基本方針の策定について

《岡本真一郎 指導課副課長 提出理由説明》

西山忠男 委員	私は、毎回同じことをお尋ねするんですけど、学区外入学枠の件なんですけど、これ、例えば必由館の文理コースの場合は15%以内となっていて、36名までとなっていますね。例年この枠に対してどれぐらいの学区外の入学者の希望があるか、すなわち、この枠に対する倍率ってどのぐらいあるのか分かりますか。
岡本真一郎 指導課副課長	すみません、ちょっと調べてあとで報告させていただきます。

令和8年（2026年）6月 教育委員会会議録【6月25日（木）】

遠藤洋路 教育長	前回のということですか。
西山忠男 委員	要するに、私が気にしているのは、学区外からの入学希望者がどれぐらいいるかということ、それを勘案してこの割合を決めているのか、それとも、それとは無関係に学校側の事情で決めているのか、そのあたりの考え方を知りたいということで、倍率も教えていただきたいという質問でした。
岡本真一郎 指導課副課長	回答のほうは後程させていただきます。入試方針の作成に当たりましては、各学校において意向のほうを確認しております。10年度の入試に向けて、枠についてはこれから検討していく予定になっております。
遠藤洋路 教育長	ちょっと調べていただいて、これはあれですか、必由館と千原台がもし入っているんだったら、そちらに聞いたほうが早ければ聞いてみますけど。
佐藤宏一 必由館高等学校校長	必由館高校校長、佐藤です。よろしいでしょうか。これにつきましては3か年分調べておりますけど、お時間いただいても大丈夫でしょうか。
遠藤洋路 教育長	数字は、もし公表していないのだったら言わなくても構いませんけど、この学区外への入学枠が、今のこの案でいいのかというのを判断するに当たっては、この希望者がものすごくたくさんいるような状況であるのか、あるいは、むしろ枠のほうが大きくて十分埋まっていないような状態なのか、それを知った上で、これでいいのかということ来判断したいということなんですよね。ですから、おおむねどういう状況なのかということが分かれば、個々の数字は、ここで言っていたかなくても構いませので、この枠に対しての希望者は大体、希望者のほうが大きく超過しているような状況なのか、枠に十分充足していないような状態なのか、その辺、教えていただけますか。
佐藤宏一 必由館高等学校校長	分かりました。校内では、学区外枠の基準、合格圏内の学区外者の受験者数というのを調べました。合格圏内に学区外の受験者がどれぐらいいるかという、ちょっと数字は申し上げられませんが、そのときに例えば文理コースですと、学区外の枠、これは公表しています、24名なんですけど、学区外、合格圏

	内にいる学区外の受験者数というのは、それを上回っている状況です。 ただ、ほかのコースも合わせて見ますと、まず文理コースからいいますと、過去3年間それを調べました。そうしたところ、令和6年度、若干オーバーしている、令和7年度も若干オーバー、昨年度は大分、合格圏内の学区外受験者数というのは多かったです。 ただ、芸術コースにつきましては、合格圏内の受験者数というのは、そこまで多くはなかったという現状があります。生活デザインコースにつきましても、令和7年度については、多いという状況はあったんですが、それ以外2年間はそうでもなかったと。全体としては、この学区外の枠について大幅な変更は不要かなというふうに必由館校では思っております。
遠藤洋路 教育長	分かりました。文理コースのほうは、そもそも枠が違うというところもあるかもしれませんが、枠よりも多い希望者がいるのが通常の年度だということで、芸術コースと生活デザインコースについてはむしろ枠が大きいこともあるのかもしれませんけど、そこまで枠を大幅に上回っているような希望者がいるというような状況ではないという、そういう理解でよろしかったですか、佐藤校長。
佐藤宏一 必由館高等学校校長	はい、そのとおりです。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 千原台はいかがですか。
角居竜夫 千原台高等学校校長	千原台高校、昨年度の生徒の出願状況で申し上げますと、情報ビジネス探究科については、学区外枠30人に対して、前期後期、延べの学区外出願者数は30名となっております。一方で健康スポーツ探究科については、学区外入学枠20名に対して、出願者は延べ31名となっております。当然前期で不合格だった生徒が後期にも再出願しておりますので、あくまで延べ数ではございますが、そのような状況になっております。 学校の意向として、どうしても学区外入学枠、特に健康スポーツ探究科については、20名という枠の中で、それを想定した生徒の募集を計画していくということになってきますので、学校、特に健康スポーツ探究科としては、この学区外枠につい

遠藤洋路 教育長	ては、特に私学も無償化した状況も踏まえますと、この20名という枠、50%20名という枠を拡大できれば非常にありがたいという声が多い状況でございます。 分かりました。千原台は、情報ビジネス探究科は枠相応の希望者だけど、健康スポーツ探究科が枠よりもかなり多めの希望者がいると、そういう状況ですね。分かりました。
西山忠男 委員	私が予想した、言いましたとおり、必由館は文理コースが人気が高くて、千原台は健康スポーツ探究科が人気が高いという状況のようですね。もし、例えば必由館の文理コースの場合、学区外の受験者で合格圏内にいる人がかなりいるのであれば、全体の質を上げるためにももう少し人数を増やしてもいいんじゃないかなという気がいたしました。また、健康スポーツ探究科のほうも、今学校側も要望しておられるように、かなり学区外の入学希望者があるのであれば、もう少し増やしてもいいかもしれないという印象を持っています。この件はまたご検討いただければありがたいかと思います。
遠藤洋路 教育長	これについて、ほかの委員からご意見がありましたらお伺いいたしたいですけど、いかがですか。特にありませんか。 では、西山委員がおっしゃったのも、今、今年のこれをどうするというよりは、次に向けて検討してほしいというふうに理解しましたけど、それでよろしかったですか。 では、次年度に向けて千原台高校は健康スポーツ探究科の枠を拡大できたらいいと、必由館高校は現状でいいんじゃないかということでしたけど、文理コースについては枠よりも多い希望があるという状況であるということですね。そういった状況も踏まえて、この次の年度に向けての検討をしたいというふうに思います。
澤栄美 委員	6ページの特別措置の中の障害等がある受験者への配慮事項のところでお尋ねです。 全国的にもう何年か前から、障害がある生徒さんに対して受験の方法とかを工夫しているというところで、市立高等学校もそのようにしていらっしゃると思いますけど、「高等学校長は」から始まりますので、高等学校の校長先生はこうしますということなんですけど、受験者が自分はそのような配慮が必要なんだ

令和8年（2026年）6月 教育委員会会議録【6月25日（木）】

遠藤洋路 教育長	というのは、流れとしてはどんな流れで上がっていくのかというのを知りたいので、教えていただいてもよろしいでしょうか。 では、これも高等学校長に聞いたほうがいいですか。
佐藤宏一 必由館高等学校校長	この特別措置につきましては、当然中学校のほうとも連携をしながら行っていきます。その過程で中学校と受験生、保護者の方のお話も希望等も伺っていきますので、高等学校で全て決めるのではなくて、事前に中学校、保護者の方との連携を取りながら決めていっております。
澤栄美 委員	一連の受験手続が中学校のほうであると思うんですけど、その際に何か特別な、備考欄とか、そういったものがあるのかなというのちょっと知りたかったのと、それと、これまでの実績として大まかでいいんですけど、結構そういった配慮というのは、毎年なされてきているのかというのも教えていただけたらと思います。
遠藤洋路 教育長	最初のご質問はあれですか、そういう正規のルートというか手続があるのか、あるいは中学校と何か事前の協議で、何となく事実上決めているのか、その辺どうなのかという、そんなことですか。
澤栄美 委員	受験に関わる手続が、この生徒Aはどこの高校を受験するかありますよね、その手続の中に、枠として配慮が必要かどうかということを記入する欄があるとか、そういった手続なのか、そういったことをちょっと知っておきたいなと思いましたので、よろしくお願いします。
遠藤洋路 教育長	今の点、必由館佐藤校長、いかがでしょうか。
佐藤宏一 必由館高等学校校長	受験の書類の中に記入する場所があるということはありません。出願をするより前に、中学校長のほうから高等学校長のほうに連絡といいますか、こういう受験生がいるんだけど相談があるというふうな形になっています。その後、先ほど申し上げましたような話を進めていって、委員会のほうに配慮等の承認願を出して承認を受けて、受験を実施するという流れになります。

遠藤洋路 教育長	なるほど、つまり受験の書類の中に記入欄があるんじゃないくて、受験する前に中学校から相談して、受験、こういうので大丈夫そうですよということがあったら受験するという、そういう順番なんですね、今の話だとね。
澤栄美 委員	口頭で学校から連絡をして、そういう流れになるということの理解でよかったですかね。正式な何か文書みたいなものを出さなきゃいけないとか、そういうのがあるのかなと思ったので。
榎木敏之 学校教育部長	基本的に、口頭だけではなくて、中学校から出す調査書というところの健康面を書く欄がありますので、受験当日のことだけでなく、その子にはこういうふうな配慮が要りますよというのを書くことができますので、そこに、中学校側からすると、調査書の中で、この子は非常に聞き取りが難しい、例えば左側からの聞き取りが難しい状況があるとか、そういうのを健康面はいろいろありますので、必要に応じてそういうところを入学した後もちょっと配慮してほしいというようなのを書いた上で、そこで、入試のときは当然授業と同じような環境の中で受験させてほしいということで、校長から口頭で伝えていきますので、口頭だけのケースもあるかもしれないんですけど、そこに書いた上で、口頭ということで、全く書くところがないというわけではございません。
遠藤洋路 教育長	あとは実際のどのぐらいいるかという話でしたか。 そこはいかがでしょうか。では、それぞれ聞いてみますかね。
佐藤宏一 必由館高等学校校長	すみません、先ほどの書類につきましては、口頭で行った後に中学校から正式に校長名で書類を出していただいております。こういう配慮が必要でお願いしますということで、その後、それを基に高等学校のほうで承認願を書きまして、委員会のほうに提出をして、承認を得るという流れになっております。 人数につきましてはですけど、毎年ではございませんけど、1名、2名程度おります。人数だけでよろしかったですか。中身とかは。
遠藤洋路 教育長	具体的にどんなことをしているのか、もし、可能な範囲で説明できたらお願いします。

令和8年（2026年）6月 教育委員会会議録【6月25日（木）】

佐藤宏一 必由館高等学校校長	配慮としましては、例えば試験時間を延長したりですとか、例えば中学校の定期考査等で、もともとこういう配慮をしていますというものがあれば、それをある程度そのまま受け入れる形で配慮したりという、そういう措置をしております。
遠藤洋路 教育長	分かりました。
角居竜夫 千原台高等学校校長	障がい等がある受験者への配慮については、例年人数の変動ございますけど、病気や一時的なけが等で通常の検査室で一斉に受験をすることが困難であるという受験者が年数名、例えば、けが等で体を時々動かさないといけないであるとか、一時的な給水が必要であるとか、そのような状況で別室での受験を行う、必要に応じて中学校での配慮事項等に基づいた時間延長等の措置を行うというようなことが例年数名、実績があるというふう把握しております。
遠藤洋路 教育長	澤委員、よろしいですか。 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。 では、ほかになれば採決を行います。 議第36号 令和9年度（2027年度）熊本市立高等学校入学者選抜の基本方針の策定について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。 （異議なしの声）
遠藤洋路 教育長	ご異議なしと認めます。 議第36号については原案のとおり決定いたします。 では、先ほど西山委員からもありましたように、学区外の入学者については来年度に向けて検討するということをお願いします。
〔採決〕 【原案どおり承認された】 ・議第37号 令和9年度（2027年度）熊本市立平成さくら支援学校入学者選抜の基本方針の策定について	

《竹内賢二 特別支援教育担当課長 提出理由説明》

西山忠男 委員	平成さくらも、それからこの県立特別支援学校も知的障がいのある方のみ受け入れているみたいですよ。身体障がいのある方はどこが受け入れているんですか。
竹内賢二 特別支援教育担当課長	県立の基本方針については知的の特別支援学校だけではなくて、知的及びほかの障害種も含めた特別支援学校全ての入試の基本方針になっております。
西山忠男 委員	よく分からなかったんですけど、例えば、本市においては、身体に障がいのある方を受け入れる学校としてはどこがありますかというお話です。
竹内賢二 特別支援教育担当課長	熊本市では、肢体不自由の特別支援学校はどこかということでしょうか。西区にありますかがやきの森支援学校が肢体不自由の特別支援学校になります。また、県内に関しましては、松橋支援学校が肢体不自由の特別支援学校になっております。
澤栄美 委員	お尋ねです。毎年入学の選抜試験のことについて挙げられていると思うんですけど、改めて読んでみたときに、出願資格のところ、2ページの1の（1）のウのところなんですけど、令和8年度に平成さくら支援学校の教育相談を受けている者というふうにありますけど、このことについて少し詳しく教えてくださいいただけますか。
竹内賢二 特別支援教育担当課長	この教育相談を必ず個別に受けるということは、平成さくら支援学校だけではなくて、県立の支援学校でも同じように示されているところでございます。特別支援学校によって障害種とか、教育課程、学校の様子あたりも違いますので、必ず学校を見学して、教育相談を受けて、対象の障害種なのかとか、どういった教育的な支援を求められているのかとか、そういった教育相談を受けてから、その内容を本人・保護者がしっかり理解して出願をしていただくということで、個別の教育相談について記載されております。

令和8年（2026年）6月 教育委員会会議録【6月25日（木）】

澤栄美 委員	それは学校を通してですか、それとも保護者が直接に何か連絡をしてという形なんですか。
竹内賢二 特別支援教育 担当課長	基本としては学校を通して申し込んでいただいておりますけど、中には保護者から直接申込みもありますので、その場合には、そこで保護者からの依頼は受けますけど、学校にも必ずそれを保護者から伝えていただき、学校からも再度連絡していただくということで対応しているところでございます。
澤栄美 委員	中学校3年生になると学校の紹介が夏前ぐらいから来て、学校見学とかありますけど、そういったお知らせとかの中に、平成さくらなりほかの支援学校もそうですけど、そういうことが必要ですみたいなのがパンフレットの中には書いてあるんですか。
竹内賢二 特別支援教育 担当課長	平成さくら支援学校につきましては6月にオープンスクールを実施しております。そこで入試についての説明も盛り込んでおりまして、その中で受検を希望される場合には、必ず個別の教育支援相談が必要になりますということを、お伝えしております。また、例年10月に入試説明会を中学3年生及び支援学校の中学部3年生を対象にしておりますので、その中でも再度お示しをしているところでございます。
澤栄美 委員	ありがとうございました。 ちょっと仕事上、いろいろ相談の中で疑問に思ったこともあったので、確実にしておきたいなと思いましたので、ありがとうございました。
遠藤洋路 教育長	今の点で私から単純な質問なんですけど、事前に時間があればもちろんそうなんでしょうけど、例えば急に引っ越してくるとか、平成さくらではあまりないかもしれませんが、急に障害を持つようになるとか、そういう場合はどうするんですか。
竹内賢二 特別支援教育 担当課長	この事前の教育相談というのは、出願するまで受け付けておりますので、緊急の場合も対応する、これは県立も同じですけど、直前まで対応するというところで実施しております。

令和8年（2026年）6月 教育委員会会議録【6月25日（木）】

遠藤洋路 教育長	分かりました。 ほかにいかがですか。
西山忠男 委員	同じ2ページの3の学習検査等のところなんですけど、イに必要なに応じて受検者本人に対して面接または面談を行うことができると思いますけど、全員に対して実施しなくていいんですか。どういう場合に面談・面接を行うんでしょうか。
竹内賢二 特別支援教育 担当課長	この面接、または面談は必要に応じてというのは、学校のほうで面接を実施する、または面談を実施するということで決定されております。平成さくら支援学校につきましては、コロナ以前は面談を実施しておりましたけど、コロナになりまして、また受検者も多くなりまして、午前中で入試を終わるというスケジュールで実施するために、現在は、面談は実施していない状況になります。
西山忠男 委員	事情は分かりましたけど、ちょっとやっぱり気になりますね。やっぱり面接は実施したほうがいいんじゃないかという気がするんですけど、学校側の判断で、それで今問題ないということであればいいんですけど、どうなんでしょう。
竹内賢二 特別支援教育 担当課長	面談の代わりに必ず個別に教育相談を実施しまして、そこで対応をした職員が面談の内容と同じ項目を聞き取るというかたちで実施しているところでございます。
遠藤洋路 教育長	今やっていないんだったらこの記述、要るんですかね。なくてもいいのか、そういうわけじゃないですか。
竹内賢二 特別支援教育 担当課長	ここはあくまでも学校の判断になりますので、やはり面接または面談が必要ということで学校が判断されれば、これをやってもいいということになっております。
遠藤洋路 教育長	みんなやるか、みんなやらないかだったら分かるんですけど、人によってやったりやらなかったりするというのは何か公平性がないようにも思いますけど、そんなことはありませんか。
竹内賢二 特別支援教育 担当課長	すみません、説明が少し不足しておりました。面談をする場合には必ず全員面談を実施しており、現在は面談の代わりに全

遠藤洋路 教育長	員に対して個別の教育相談を実施しているということになります。 分かります。これまではそうですよね。この書き方だと、必要に応じてなので、人によってやってもやらなくてもいいみたいに読めるので、学校がやろうと思ったらやっていいですよということだと、やる人とやらない人が出たらどうなんだろうなという質問だったんですけど。
竹内賢二 特別支援教育担当課長	すみません、そういうふうにも読み取れますので、ここの文言については、誤解が生じないように、検討をして修正をしていきたいと考えております。
遠藤洋路 教育長	分かりました。そういう運用を今までしているわけじゃないということですから、今年急に何か、じゃ、この人とこの人だけ面接しますということもしないんだろうとは思いますが。そういうことじゃないんだというのが分かれば、なおよいと思いますので、そこは考えていただければと思います。 ほかにいかがですか。よろしいですか。 今の部分も、今すぐということじゃなくて、次の次年度に向けて考えていただければと思います。 では、ほかにご発言がなければ採決を行います。 議第37号 令和9年度（2027年度）熊本市立平成さくら支援学校入学者選抜の基本方針の策定について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。 （異議なしの声） ご異議なしと認めます。 議第37号については原案のとおり決定いたします。
〔採決〕 【原案どおり承認された】 ・ 議第38号 熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について 《勝田広幸 総合支援課長 提出理由説明》	

令和8年（2026年）6月 教育委員会会議録【6月25日（木）】

遠藤洋路 教育長	確認ですけど、備考のところに3期6年とか4期8年と書いてある、これは今までこの年数やっていますよという意味ですか、それとも今回選任したらこれになりますよということですか。
勝田広幸 総合支援課長	お尋ねの部分は、この6月末までにになります。
遠藤洋路 教育長	つまり、今までこれだけやっています、だからあと再任したらプラス2年になるということでしょうか。
勝田広幸 総合支援課長	さようでございます。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 では、本件についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
西山忠男 委員	再任の件で、吉田先生が8年を超えて10年の任期になるということで、私、吉田さん非常によく知っていて、素晴らしい先生なので、これは非常にいいと思うんですけど、やっぱり次の人も探しておかないといけないですよ。だから、吉田先生の後継者となれるような人をやっぱり探す努力も今からしておかないといけないと思います。お願いします。
遠藤洋路 教育長	やっぱり全員再任の場合に、じゃ、次いつ代わるのというのが問題になるわけで、2年プラスすると、2年後は4期8年やった人が2人と、5期10年やった人が1人ということで、3人がもう交代ということになるわけですよ。その場合は3人一遍に代えるんですか。
勝田広幸 総合支援課長	4人のうち3人となりますと、過半数以上の交代にもなりますので、後任も含めて検討しながら、徐々に交代していただけるよう進めていければと考えます。
遠藤洋路 教育長	でも、先ほどの8年までですよと、それ以上やるのは、余人をもって代え難い人の場合は8年以上でもいいですよということですから、みんな一気に代わっちゃうから、この人は代えませんという理由は多分成り立たなくて、余人をもって代え難い

	人だから、もう1期残ってもらいますということはこの3人のうち誰かについて、次回言わなかったらもう3人まとめて代えざるを得ないと思うんですよね。委員の構成上あまり一気に代わってもらっちゃ困りますという理由で再任してもらうというのはできないですよね。ですから、そこはいかがですか。
勝田広幸 総合支援課長	今、教育長がおっしゃったみたいに、後任の方が見つからない場合もございますので、次のことも考えながらまたお願いする場合もあるかもしれませんが、できる限り、最大限後任の方が見つかるよう努めていきます。
遠藤洋路 教育長	つまり、余人をもって代え難いというのは、後任がいらないとか、そういう意味だということですか。今、できるだけ後任を探しますということは、次回3人代えられるなら3人代えますという、そういう意味で受け取ってよろしいですか。
勝田広幸 総合支援課長	教育長がおっしゃった前者でございますので、しっかり考えてまいります。
遠藤洋路 教育長	分かりました。次回どうするかということを考えた上で、今回決めるんだとして、やっぱりある程度、3人一遍に代えないということであれば、今回誰かこの中でお1人交代するというのが本来のやり方だと思うんですね。そこは検討したんですか。
勝田広幸 総合支援課長	そのような申出もございましたので、そちらも検討はしたんですけど、なかなか後任の方がおられないところもありましたので、またお引き受けいただいている事情もございます。
遠藤洋路 教育長	分かりました。でしたら、やっぱり次の2年間で後任の方を探すということと、もし3人代えないなら、誰にどんな理由でもう1期残っていただくかということをやっぱり考えておかなきゃいけないと思いますので、それは2年後になって、やっぱりすみません、3人代えますということになるのか、そうじゃないのか、そこはしっかり準備しておいていただければと思います。 では、ほかになれば採決を行います。 議第38号 熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

遠藤洋路 教育長	(異議なしの声) ご異議なしと認めます。 議第38号については原案のとおり決定いたします。
[採決] 【原案どおり承認された】	
日程第4 協議	
・(1) 部活動における児童生徒の安全な移動に関する通知について	
《安方史宜 指導課教育審議員 説明》	
西山忠男 委員	最後の通知の要旨の一番最後ですが、教職員は原則として車両の運転を行わないことというのは、これはどういう理由でこういうことになるんですか。
安方史宜 指導課教育審議員	原則として、教員は部活動というのは、部活動の監督業務、それから役員とか審判とかいう業務がありますので、本来、移動の業務というのは、教員の業務外のことというふうなところで捉えております。緊急時とかそういったときには、教員が子どもたちを乗せていく場合も想定されるということですので、原則として車両の運転は行わないというふうなところで書いてあります。
西山忠男 委員	学校によってはマイクロバスを所有していて、それを教員が運転して、生徒を連れて行くということは全国的によく行われていることなんですけど、それを禁止するということですか。
安方史宜 指導課教育審議員	もともと、以前、県の通知で平成25年に、教職員は運転を行わないことというふうなところでの通知が出ておりました。それは教職員に重大な責任を負わせないというふうなところもあったと思いますし、本来、教員が担うべきではない部活動に対して、運転業務まで与えてしまうと過重負担になるのではないかというふうなところでの通知であったというふうに思っ

西山忠男 委員	おります。そういった意味で、我々も教員でしたが、生徒を乗せて運転してはならないというふうに指導をしてられましたので、ここは運転してもいいというふうになっていくと、それなりの説明が必要なのかなというふうなところを考えているところです。 いや、私が気にしているのは、教職員が運転しないのであれば、保護者が運転するわけですよね。ということは、責任を保護者に転嫁しているわけですよ。それでいいんですかというのが私の基本的な考え方なんです。これ、教育業務ですよね。だから、部活動というのをどういうふうに捉えるのか、その捉え方によって変わってくると思いますけど、部活動全てについて責任を取るのであれば、やはり教職員が運転するか、教職員が運転しないんだったら貸切りバスとか公共交通機関とか、そういうふうにすべきであって、保護者に責任を転嫁すべきではないと私は思うんですけど、その点はいかがでしょうか。
安方史宜 指導課教育審議員	おっしゃるとおりだと思いますが、部活動というのは、全員強制加入とかというところでありませぬので、任意に加入をするというふうなところで、保護者の送迎というのは、基本的に自分の子は自分で送っていくのが基本としていますので、保護者の善意によって乗り合わせをしていくと、隣の子をちょっとうちが送っていくからというふうなところまでは禁止にはできないかなというふうに考えております。捉え方としては、指導課内でも随分議論をしましたが、保護者は私的行為というふうなところで、学校はやっぱり公務というふうなところで捉えた場合に、教職員に負担をかけるのはちょっと適当ではないかなというふうに考えました。
遠藤洋路 教育長	今の点は、最後の通知の要旨というところにありますけど、これまでは保護者の善意で、保護者が自発的に乗り合わせをしていたわけですけど、それはよくないということで、校長から委嘱をして保護者に運転してもらうというふうに変えましょうということですよ。ですから、今の説明の部分、保護者が善意でやっているからいいんじゃないですかという部分は少し違うと思うんですけど、そこはいかがですか。
安方史宜 指導課教育審	おっしゃるとおりだと思います。失礼しました。校長が委嘱

議員	して、無理のない計画を、事故が起こらないようにする責任というのは、もちろん市に、学校にあると思いますので、その点を通知で明らかにすると、強制をしないというふうなところが本通知の趣旨でございます。
遠藤洋路 教育長	強制をしないというのは、もちろん委嘱するので、無理やり委嘱するということはないと思いますから、そこはそうだと思います。どうなのでしょうね、部活動がそもそも任意でやっている、全員参加の活動ではないからということと言ったら、大会の運営とか引率とかも同じように、別に教員がやらないということにはなりません。大会の運営や引率は教員がやるのに、運転は任意の活動だからという理由で教員がやらないという、そこは何かつじつまが合っていないようにも思うんですけど、いかがでしょうか。
安方史宜 指導課教育審議員	はい、おっしゃるとおりだと思います。 ただ、現実的には、役員とか指導、それから審判とか、教員がやらないと大会が成り立たないような現状もありますので、そういったところも考えると、ちょっと運転業務まで担わせるというのは適当ではないかなというふうに考えております。
遠藤洋路 教育長	ですから、教員がやらない理由は、部活動が任意の活動だからではなくて、やりたくないからということですよ。やりたくない人がほとんどだから、無理やりにはやらせられませんという理由で、教員にはやらせないということなんじゃないんですか。多分そういうことじゃないと説明できないと思うんですよ。運転はやりたくないけど大会の審判はやりますと、じゃ、逆に運転はして大会の審判は別の人にやらせてもらってくださいということもあるかもしれませんし、だったら運転だったら運転する教員、運転する職員をもう1人追加したらいいじゃないですか。同じ人がしなきゃいけないなんていうルールは別にないですよ。ですから、やらない理由には、先ほどの説明は多分なくて、やらない理由は、やりたくないからだ。保護者はやってもいいよという人はいるけど、教員はみんなやりたくないと言っていますという現実があるから、こういう案になっているんじゃないんですか。そういう現実に合わせて案だと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

安方史宜 指導課教育審議員	すみません、教職員に聞き取り等も行っていないので、ここで、やはりひょっとしたらやりたい人もいるかもしれませんが、全員が全員やりたくないと言っているのではないかなとは思っているんですけど、この通知の意味としては、教員の負担軽減というふうなところで考えた案でございます。
遠藤洋路 教育長	ですから、私は別に教員に運転させろと言っているわけじゃなくて、現実問題、ほとんどの先生はやりたくないと言っていて、やってもいいよという保護者がいるんだったらその人にお任せするというのは、西山委員がおっしゃっているように、なぜ教員じゃなくて保護者なんですかと、それはやりたい人が保護者の中において、教員にはいないからですというのは、十分現実的な理由としては、私は成り立つと思うんですよね。そうじゃなくて、教員がみんな、だったら運転するよと言っているのだったらまた話は別だと思いますけど。 今、先ほど校長から聞き取りをしたら、いや、なかなか難しいんじゃないのという話だったという、そういう現実に合わせて案なんじゃないかと思ったんですよ。ですから、別にその何か理論上教員がやっちゃいけない業務ではないですよ。だってその大会の運営だって引率だってやるんだから、別に車の運転することは別に法律的にされているわけじゃありませんから、やったっていいんだけど、やったら大変だからということで、じゃ、何で過剰な負担になるんですかと、じゃ、大会の審判や運営をする教員と、別の教職員が運転したらいいじゃないですかという、そうしない理由は何かあるんですかといったら、それは別にその業務をやりたい人がいないからじゃないんでしょうか。
澤栄美 委員	質問しようと思っていたんですけど、最後の部分の、車両の運転を行わないことというのは、こどもを運搬する車両の運転を行わないことですよ。何かそこら辺がちょっと交錯しているかなと思って。だから、それと西山委員がおっしゃった、私はどうしても自分のこどもが中学校のときのイメージで考えるんですけど、そういうマイクロバスを持っている中学校ってありますか。ないんじゃないかなと思うんですよね。 だから、普通の乗用車にこどもを3人から4人に乗せるという前提で、話を持っていかないと、何かちょっと交錯しているかなと思ったので。この車両の運転を行わないことというところ

	ろが、今お話聞いていると、荷物を持っていくものとか審判するために行く人とかも重なった話になっているかなと思ったので、もしそういうことであれば、この生徒を運搬するための車両の運転を行わないことというふうに明記したほうがいいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。
遠藤洋路 教育長	今まで議論していたのは、別にみんな一緒くたになっているわけではなくて、当然、こどもを運搬する話しかしていなくて、当然、会場まで教員が自分の車で運転して、自分で1人で行って審判することを禁止しているわけではないし、自分の学校に自分の車で通勤することを禁止しているわけではありませんから、そこは多分大丈夫だと思うんです。
澤栄美 委員	私は少なくとも、これ違うんじゃないとやっぱり思ったので、今までの議論は置いておいても、そういうふうに明記していたほうがいいのかなと思いました。途中で入ってしまってすみません。
遠藤洋路 教育長	ですから、生徒の送迎は行わないという意味ですよ。もうこれから熊本市の教員は車の運転を一切禁止しますという意味ではないです、もちろん。そしたら通勤できなくなっちゃいますからね。 ただ、じゃ、荷物を運ぶのはどうなのかとか、あるいはマイクロバスと、三、四人乗りと違うんじゃないかという話は確かにあるかもしれない、マイクロバスは千原台高校とかはありますから、これ高校の場合も含めていますよね、ですからどっちの場合もあると思うんですけど、基本的に中学校の場合は教員がマイクロバスを運転していくという、持っているところはありません。ただ借りるという可能性はあります。ですから、レンタカーを借りて、マイクロバスのレンタカーを借りて誰かが運転していくということは、方法としてはあり得ます。今やっているかどうかは別として。なので、それも含めて教員は運転しないということがここに書いてあるんだというふうには思いますけど。
村田慎 委員	確認ですけど、一番最後に、今後国の取りまとめ、周知、6月末予定を踏まえて改めて検討を行うというふうにありますので、それを受けて、改めてこちらでまた案が細かくできたもの

遠藤洋路 教育長	を検討していくという形ということでよろしかったですかね。 はい、そうです。
村田楨 委員	であれば、ここでの表記というよりは、6月末の国の取りまとめを受けて出来上がったその次の案のときに、もう少し細やかな表記とかというところは、もうそのときに変えていった上でこちらを見させていただけるということですね。
遠藤洋路 教育長	細かい表記とかは、これでということではありません。ただ、熊本市としての基本的な考え方を決めておかないと、国の通知が出た、じゃ、それを右から左に流せばいいかといったらそうではないだろうということで、やっぱりそれは前回もあれだけ協議会で議論しましたので、国の通知を待たずに、やっぱり熊本市としての基本的な考え方はまとめておきたいという、そういう意味で今日ここにお出ししているということです。
村田楨 委員	ですので、細かい、どんな車両の運搬なのかというところをあまりここでこれ以上話すよりかは、基本的なことということで認識をしておけばいいということよろしいですか。
遠藤洋路 教育長	どこまでが細かい話なのかということにもよりますが、もしかしたら車両の大きさとか何を運ぶかというのも、それによって教員が運転していいかどうかが変わってくるんだったら、細かいことじゃなくて基本的なことの中に入っているのかもしれないとは思いますが。
西山忠男 委員	もとの私の質問に戻ります。教職員は原則として車両の運転を行わないこと、要するに生徒の送迎を行わないことと明記して、送迎は保護者がやってくださいというのは、責任逃れじゃないですかと申し上げているわけですよ。先生もやります、でも足りない分は保護者の協力をお願いしますというのであれば保護者も納得するかもしれないけど、全部保護者をお願いします。それでいいんですかというのが私の基本的な考え方です。 送迎については原則として各自保護者送迎とし、とありますが、これ、絶対これできませんよね、非現実的ですよ。だって会場によっては入庫できる台数が限られているわけですから、全員が保護者が行ったらもうその時点でもアウトになって

榎木敏之 学校教育部長

しまうわけですから、行くんだったら乗り合わせしかないわけですよ。そうでしょう。そしたら、保護者が乗り合わせで全部送ってくださいと、そっちが全部やってくださいと丸投げするわけですね、それでいいんですかと。

だから、教員の中には、いや自分がマイクロバスを運転しますという人がいたら、それでやってもらってもいいじゃないですか。先生がやる学校もあれば、乗り合わせでやる学校もある、それ、どっちもあっていいと思うんですよね。完全に保護者に責任を丸投げするという姿勢はおかしいんじゃないですかというのが私の基本的な意見です。

西山委員の今のご指摘で、教員が運転してはならないという、禁止するという根拠は、実際はありません。実際、高校でも運転していたり、実際、運転することができる状況にありますので。ただ、部活動がそもそも今までできてきた過程で、今もなんですけど、教員にとっては部活動の大会に行くときとかいうのが、そもそも勤務日ではない日に、代替日を月曜とかもらえらるような勤務日でもないところ。言ってみたら、少し手当は出ますけど、分類からいくとボランティアに近い、そういうところで行っているんで、これまでは、先生たちが担うところはやっぱり指導とか運営とか、それから大会の管理、大会も教員だけで実施しているんですよね、今の中学校・小学校の部活動の大会というのは。そこまで最初から、会場押さえから大会運営、最後の片づけとかまで見取って終わるというような、駐車場の対応とか、そういうのもやっているんで、これまでは、長年やってくる中で、先生たちは大会運営とかこどもたちの指導・教育の分野で関わってほしいと。

そして、例えば、部活動の会計とか、そういう部分とこどもたちの移動に関しては保護者がやりますよということで、部活動のPTA会長なんかが、トップの部活動振興会という会なんかもあるんですよね。その中でやっぱりそういう役割分担の中でやっていきましょうということで来ているので、教員が運転はできないんですけど、その運転分野まで教員には課さないというような、何となく確かに取決め自体はそんなにないんですけど。そういう中でやってきて、その代わり先生たちは、サッカーとかバスケに行ったら、1日6試合あるなら2試合とか3試合、審判もその中で大会運営のために交代でやっていくということをやっているんで、その後、送迎の部分は保護者が担い

	ますよというような流れができてきてしまったというところが、ここでそういう役割分担の中で部活動を運営してきたところで、今まで先生たちがやっている大会運営とかそういうところ、大会の組合せづくりなんか全部教員がやっているわけですね、別の時間を取って。その上に運転もプラスして、やっぱり保護者だけに任せると不公平だろうということで、それは運転だけ見たらそうかもしれないんですけど、そこはどう役割分担をしていくかというのは、とても本当にどういう形がいいのかというのは、ちょっと議論しないといけないかなとは思っているところです。
西山忠男 委員	楳木先生の言われることはもっともですけど、楳木先生はあくまで教員の視点でお話をされていますよね。保護者の視点からしたら、何でそんな乗り合わせて、よその子を乗せて自分が責任負って運転していかないといけないのかという気持ちはやっぱりあると思うんですよ。実際、こういう仕組みでやって事故が起こって、みんな死んじゃったら、大変な話になりますよね。絶対ものすごく大変な話になると思います。 だから、乗り合わせするんだったら、乗り合わせを認めるということを何かもうちょっときちんと、それできちんと責任が取れるんだという形にしておかないと、これで本当に責任取れるんですかねというところですよ。絶対裁判になりますよ。裁判になったら市は負ける。私は、基本的に言いたいのは、教職員は原則として車両の運転を行わないことということを明記することはおかしい。
遠藤洋路 教育長	まず、苦野委員が発言したいということで、苦野委員でいいですか。
苦野一徳 委員	今の件に関して2つお尋ねしたいなと思ったんですが、3ページの乗り合わせに関して保護者から聞かれる送迎に関する困り感というのがあるんですけど、この右側、乗り合わせを禁止した際の影響とかその他の意見、これも保護者からの意見でしょうか。
安方史宜 指導課教育審議員	顧問が保護者との会話の中でということです。ですから、直接的に保護者から聞き取ったというわけではありません、両方とも。

苦野一徳 委員	となると、今の西山委員のお話を受けると、保護者の意向も聞いたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。保護者だけに責任を押しつけるのは論外だという話が多ければ、またそこを考えなきゃいけないと思うんですけど、いやいやもうそれは先生方に全部任せるのはさすがにちょっと無理があるでしょう、私たちが協力しますよという声が多かったら、それはそれでまた考えが次に行くかなというふうに思いますので、ここは校長先生のご意見だけじゃなくて、保護者の意見も一定、アンケートを取るのかあるいは保護者の方々、集まっていたいて一緒にお話をするのか、いろんな方法あると思いますが、それをやってみるのがまず一ついいんじゃないかなということのを思いました。 それともう一つ、関連してなんですけど、一番最後のページで、下から2番目の丸、事故に関わる責任は原則として運転者に帰属するものの、送迎に係る計画及び運営に関しては市が責任を負うと。これ、西山委員おっしゃったように、例えば死亡事故なんか起こってしまった場合は、それは当然保護者の方が責任を負わなきゃいけないわけですけど、この「計画及び運営に関して市が責任を負う」のこの責任の意味がいまいちよく分からないなというのがありまして、そこをちょっと明確にしていきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。
安方史宜 指導課教育審議員	例えば、ここの計画というのは、例えば早朝に運転をしなければいけないような計画を立てるとか、長時間の運転を強いるとか、それから運営で言いますと、あまり運転に適格じゃない人に運転を依頼するとか、計画運営そのものの責任を学校ないし市が負うというふうな意味合いでございます。
苦野一徳 委員	そうですね、前回議論になったときに、例えば先生とか市の職員で何かそういった事故を起こしてしまった場合は、全面的に市が責任を取るということだったと思うんですけど、つまり、先生自身は法的責任は問われないと。ただ、保護者の場合は保護者個人が責任を取らなきゃいけないということになるわけですね。計画及び運営に関してというのが今のご説明の感じだと、事故が起こったときに、金銭的なり法的なりの責任を市が負うということにはならなさそうですね、今のお話だと。そこに関して、西山委員がおっしゃるような何か結局全部保護

	者が責任負うのかということに対して不満が起こりかねないなという気はするんですよね。だから、ここをもうちょっと、責任を、法的責任なり、そういったものをどういうふうに負うのかということが明確になったほうがよいのではないかなというふうに感じました。
安方史宜 指導課教育審議員	本来、市とか学校が本来担うべき業務を保護者に委託した場合は、国家賠償法の適用になる可能性もあるというふうなところで聞いております。ただ、本来担うべき業務が、送迎がそれに当たるのかどうかといったところが、送迎に関して学校とか市が負うべき業務なのかというふうなところは、可能性としては低いかなというふうなところですので、そうなった場合は、国家賠償法の適用にはならないというふうに助言をいただいております。
遠藤洋路 教育長	その点、私は市が賠償責任を負う形でできないかということを経験には再三申し上げていて、それが条件だと思うんです、私は。ですから、ここは原則として運転者に帰属するのではなくて、市が賠償責任を負うという形にして、それができる条件は何かをもっと突き詰めてもらって、その条件で保護者にお願いするということなんじゃないかというふうに思うんですよね。それ以外だったら、やはりそれは教員や市の職員がやるべき業務なんじゃないのかというふうに思いますので、そこはもっと、こういう場合もあるかもしれませんとかではなくて、こういう条件でこういう場合なら市が賠償責任を負いますということをもっと調べていただだけませんか。それはお願いしていると思うんですけど。その条件を出していただいた上で、その条件に合致する場合は保護者にお願いするという形にしたいんですけど、いかがでしょう。
安方史宜 指導課教育審議員	曖昧といいますか、はっきりしていないところがありますので、本来も部活動の業務そのものが学校の業務、やらなければいけない業務というふうに捉えられれば、市というか学校の協力者として補償の損害賠償とかも担えると思うんですけど、そもそもの送迎、部活動という任意の活動の、しかもその送迎というのが学校が担わなければいけない業務というふうなところが非常に曖昧といいますか、違うといえば違いますし、そうといえばそうというふうなところで、そういうふうなところで

遠藤洋路 教育長

よっと助言をいただいているところでございます。

ですから、その曖昧な部分をなくす方法を考えてほしいということ。曖昧なままではできないと思います、これは。このまま進めないと思うので、曖昧でなくなるような法的な手段を考えてほしいということ。例えば条例で定めるとか、何か法的な手段を取った上で曖昧さをなくして、市が責任を取れるような手段を考えてほしいということ。ですから、現状曖昧ですというのだったら、曖昧じゃない、なくなるような方法を市として考えないといけないと思うんですよね。というのが、責任については私はそう思っています。市が責任を取るべきだと思っています。

それと、西山委員がおっしゃっている、何で教員がやらないで保護者がやるんだという、私は、それはもう教員は皆やりたくない人がほとんどで、保護者の中にはやってもいいという人がいるからだと私は思っていますけど、それは苦野委員が聞いてみなければ分からないんじゃないかということであれば、教員と保護者とそれぞれ聞いてみるということはあってもいいんじゃないかなと思っています。

ただ、その結果、もし教員の人で今やりたくない人が大半なのであれば、私は、いや、でもやりたい人はやってもいいんじゃないですかとか、場合によるんじゃないですかよりは、一律に、しないというふうに決めるべきだと思います。なぜなら、やっぱりそれは、教員の場合は校長からの命令や、あるいは状況によって教員がやらされるということが起こり得ると思うんですよね。保護者に無理やりやらせるということは、校長が、なくはないかもしれないけど、それだったら教員に多分無理やりやらせますよ。

ですから、教員の場合は、もし認めてしまったら、やりたい人や、場合によってやってもいいですよというふうに言っておきながら、実際にはみんなやりたくないのにやらされるという状況が起きかねない。それは、私はよくないと思いますので、それだったら保護者がやっていいよという人がいらっしゃるだったら、その人に市の業務としてお願いするという形がいいんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、これは別に結論じゃないですよ、皆さんの議論の材料として申し上げているので、聞いてみなきゃ分からないという面もあるかもしれませんが、それは今日の議論を聞いて私の考

澤栄美 委員

えも変わるかもしれませんが、先ほど言った、指導課に調べてもらったら、これはもう日本の法律ではどうしても市が賠償責任を負うことはできませんと、もう100%保護者が負わざるを得ませんと言うんだったら、それはまた考えが変わるかもしれませんが、その辺はもうちょっと突き詰めて調べてみないと分からない部分かなというふうに思っています。

西山委員がおっしゃったように、市が裁判で負けますよと、むしろ裁判で市が負けて市が賠償責任を負うという方法があるならば、最初から市が賠償責任を負うという形態の中でやるのがいいんじゃないのかなと私は思うんですね。本当に法的な部分を突き詰められていないように私は思うんです。曖昧ですよと言うんだったらそれは多分、突き詰められていないんだと思うんです。曖昧ではないと思うんですよ、法律の場合、最終的には白か黒かになるので。

ですから、そこはもっと突き詰めて、こういう条件だったら市が裁判で負けますとか市が賠償責任を負いますと言うんだったら、その方法でやるんだと思います、保護者じゃなくて、市が賠償責任を負えるような形でできるなら、それがいいんじゃないかというふうに私は思いますけど。

今の教育長のお話を聞いていて、そうだよなというふうに思いました。というのは、保護者がやる場合にやはり賠償をちゃんとしてくれるんだという、そこはもうかなり大きいと思うので、そこがはっきりしていれば、調査をするにしても、それだったらやりますよ、もあると思うので、そこら辺がはっきりしたほうがいいのかなと。

その前までは、私は国が取りまとめた中に教職員がするべきではないとか、したほうがいいとか、そういうのがあって、それに沿ってまた考えたらいんじゃないかと思っていたんですけど、教育長の話の中で、例えば条例でそういうのを決めるとか、そういうのもありだということだったので、国が言うことに沿ってじゃなくても、できるのであれば、市が責任を持つということができるとことが前提ならばやりますという保護者もいるかなと思ったので、そのあたりもちゃんと整理してから、どうしますかと聞いたほうがいいのかなと。今の状態だと私もかなり迷うだろうなと思ったので、そこが分かれば本当にいいですよなと思いました。

ついでに聞くと、554円掛ける人数分を保護者へというの

遠藤洋路 教育長

がありましたよね。自分が4人乗せたら554掛ける4人で、そのお金をくれるということですよ、保護者に、例えばですね。そういうのもなかったと思うんですよ、今まで。もう本当に善意で、自分もそうだったし、善意で乗せていたし、だからそういったいろんなこういう条件ができそうとか、できるというところまで分かった上で、どうしますかというふうに聞いたらいいかないかなと思いました。

最後のところでやっぱり校長が委嘱すると書いてあるので、校長が委嘱できるということは、それは市の業務だから校長が委嘱できるはずなんですよ。市の業務じゃないのに校長が委嘱はできないので。だからこれは暗に市の業務だということを認めていると思うんです。

ですから、だったら、委嘱したからといって100%市が責任を負うわけじゃなくて、それは委嘱された人の責任もあるのかもしれませんが、委嘱するというスタイルや委託するというスタイルを取るんだったら、それはもともと市の業務を外部の人にやっていただくという形なので、もともと市の業務だという前提じゃないとこれは成り立たないと思うんですよ。

ですから、そこはちょっとどういう形でするのか、まだ調べないと分かりませんが、まず市の業務ですよということを明確にした上で、多分保護者に委嘱なり委託なり何らか契約して、責任はどう分担しましょうというような話をするような形なんじゃないかと思うんですよ。ちょっとはっきりしませんが。ですから、そこはもうちょっと調べる必要があるかなと思います。

西山忠男 委員

教育長がおっしゃるように、乗り合わせを行う場合はやっぱり市の業務としてということを明確にしないといけないだろうと思うんですね。それができるかどうかは別ですけど。

例えば大学の場合、教員が学生を乗せて調査に行くという場合、教員個人の車では行ってはいけないことになっています。公用車で行くことということになっています。もしくは、自分の車を公用車登録しなさいということになっています。公用車登録して、例えば私の車を公用車登録しているなら、私は自分の学生を自分の車に乗せて連れて行って、何か事故があったら大学が責任を取るという仕組みになっているわけですよ。

だから、何かそういう似たような仕組みができないかなと。

遠藤洋路 教育長

例えば送迎するときだけ保護者の車を公用車扱いにすることができれば、それは市の業務という形で委嘱もできるし、責任は市が取れるということになると思うんですね。そうでないとなかなか難しいんだと思うんですね。保険加入状況を確認した上で委嘱するとありますけど、例えば同乗者保険に幾ら掛けているのかという問題がありますよね。無制限に掛けている人はそんなにいないでしょう、かなり高くなるから。無制限でないと認めないのかということになると、ものすごく限定されてしまい、そこは保険のことまでよく考えた上で、加入状況を確認した上でと、ここ、曖昧な書き方ではなくて、どういう保険だったら認めるという形で書かないと、ちょっと無理だと思いますね。

だから、教職員は原則として車両の運転を行わないこととしたほうがいと教育長はおっしゃったんですけど、私は、これはやっぱりケース・バイ・ケースで、例えば5台で車乗せていくんだけど、どうしても二、三人余ってしまうから教員の車に乗せて行ってもらえないのかといったら、教員が自分の車に乗せられません、それはやっぱり保護者はおかしいと思うんじゃないでしょうかね。

そういう状況もあるし、さっきから言っているマイクロバスを教員が運転しちゃいけないのかという、そこも私はちょっとまだ納得できないところがございます。

今、西山委員がおっしゃったように、車は確かに今伺って、ああそうだなと思いました。例えば保護者が運転する場合も、その保護者の車を公用車登録して公用車扱いにするんだったら公用車を運転しているわけなので、当然それは市の業務ですから、市が責任を負うという方法はあるのかもしれないなと思いました。

一方で、保険は確かに、保護者が運転するとき、自分が運転するとか家族を乗せて運転するために保険を掛けているので、学校の業務で部活動の生徒を運ぶために保険を掛けているわけじゃないので、厳密に言うと多分自家用車の自分の車の保険が適用されるのかどうかとか、じゃ、部活動でほかの生徒を運ぶことを前提に日頃の保険を掛けてくださいねと言ったら、その保険代まで保護者に頼ることになるわけなので、それも確かによくないよねと。ですから、車は公用車扱いにして、車の保険はもう市が掛けますという形ができるなら、それがいいかなと

	思いますけど。
清田晃子 委員	すみません、2ページのアンケートの結果の概要のところ、対象が全中学校の管理職を通じというふうになっているんですが、熊本市の場合は千原台と必由館と高校もあるので、これは高校も含めた内容になっているんですか。
安方史宜 指導課教育審議員 清田晃子 委員	これは中学校を想定しています。 ありがとうございます。
安方史宜 指導課教育審議員	では、この最後の通知の要旨のところは、中学校の部活動に関してということになるのでしょうか。 一応これは中学、高校までを想定してつくっております。実態としては、中学校にしか取っていませんが、通知の内容としては高校までというふうなところで考えております。
遠藤洋路 教育長	最初にこのアンケートという、あまり時間がないので中学校の校長だけに聞いて、管理職だけに聞いていますけど、今回出す通知の対象は中学校も高校も、あと管内小学校も、あれば対象になるのかもしれませんが。全部の熊本市立の学校が対象と考えています。
清田晃子 委員	千原台の保護者の方とちょっとお話をしたときに、強豪校と言われるところはやっぱり県外にどんどん遠征に、保護者も行かせたい、こどもたちも行きたい、もっと強くなりたいという気持ちを持っているので、この内容だと熊本県内の移動手段の比較でしかなくて、県外に行く場合は、じゃ、保護者がずっと別の県まで連れて行くのかとかという問題も出てくると思うので、ちょっとここはまとめられる、中学校と高校を一緒くたにできるのかなというのはちょっと感じているんですが、いかがでしょうか。
安方史宜 指導課教育審議員	おっしゃる通り、部活動の指針というのは、中学校と高校では違いますので、そのへんの運用の仕方や通知の出し方については今後検討していきます。確かに千原台なんかは、部活動の強豪チームが揃っていますので、そのあたりは柔軟に、指針に沿ったような形で通知を出していくというふうに検討したいと思

澤栄美 委員	います。 私もそうだなって今思ったんですけど、私のイメージは中学校で、西山委員のイメージは高校みたいな感じで話がちょっとかみ合わないところもあるなと感じていたんですけど、高校は高校でどういう実態なのかなというのちょっと調べていただいて、また、通知だけを変えるんじゃないかって、それ必要かなと思って。うち、長男だけが高校で県外に遠征するようなことをやっていたんですけど、そのときはやっぱり公共交通機関だったんですね。それに関して特別徴収みたいな感じで、たしか旅費を払ったんじゃないかなと思うので、そういうやり方もあるので、今、清田委員が県外までずっと運転していくのかというのもありましたけど、やっぱりそうじゃない場合もあるので、高校はどんなふうになっているかというのをもう一回、ちょっと確認していただくといいかなと思いました。
遠藤洋路 教育長	高校、校長も入っているのでもし何かコメントがあったらと思いますけど、千原台はいかがですか、角居校長。
角居竜夫 千原台高等学校校長	各委員おっしゃるとおり、高校は移動範囲も広うございますし、生徒の居住範囲も広いというような状況があります。したがって、マイクロバス等での利用というのが、移動には有効であるということで、複数の部が部活動後援会としてバスを所有し運用している状況です。 それ以外でも、バスのレンタルあるいは運転手の外部委託等をして、県外も含めて遠征活動を行っているような状況がありますが、当然、先般の事故を受けて保護者等に、外部人材であれば当然正式に委託はできるんですけど、保護者にお任せするということに対しては、どうしても保護者の心理的な負担というのは高まっているというような状況がございます。 中学校とはいろいろ状況も違いますので、また高校については、というところを別途何かしら整理していただけると非常にありがたいというふうに感じております。
遠藤洋路 教育長	分かりました。今まではどうしていたんですか。
角居竜夫 千原台高等学校校長	これまでも当然、保護者もしくは外部人材が運転をしているということで、例えば、一部の部活動であれば後援会長が原則

遠藤洋路 教育長

として免許を取ってというような、そういうような慣例で引き継がれているというようなところがあるというふうにも把握しております。ただ、どうしてもなかなかそういう固定の方にお任せするということでも持続性が難しいのではないかなというふうな、そういう意見というのでも聞かれています。

ありがとうございます。

後援会長が2種免許を取る慣例になっているんだったら、もうプロとしてお金払ってその人をお願いするということで、それならそれで問題ないような気はしますが、その場合はやっぱりお金払ってちゃんとプロとしてお願いするということなんでしょうね。分かりました。

高校は確かに状況もいろいろ違うし、行く範囲も違うのであれば、高校と中学校、分けて考えた上で、どうやって最終的な通知にするかというのを決めていくということのほうがいいかもしれませんね。

今日いただいたようなご意見も踏まえて、あと6月末ですか、もう6月末ですものね、そろそろ国からも何かしら案が示されるのであればそれを見て、最終的な熊本市としてのやり方を決めていくということで、ちょっと今、今日ここで結論出すということはちょっとできそうもないので、少しまた考えをまとめた上で、皆さんにお諮りするという形でよろしいですか。

では、そうしたいと思います。ちょっと時期とかもありますので、次回の教育委員会会議にかけるのか、あるいは何か別の方法で皆さんの意見をまた聞くのか、ちょっとそれはタイミングも見て考えたいと思います。よろしく願いいたします。

では、この件は以上としたいと思います。

日程第5 報告

・報告（1）満3歳児受け入れについて

《岡本真一郎 指導課副課長 説明》

苦野一徳 委員

以前もこういう市立幼稚園の視察等に行かせていただいたことありましたが、やっぱりすばらしい幼児教育をなさっていると思いますので、公立の幼稚園は大事に大事にしていきたい

	など個人的に思っております。そのためにできることを、ここでももっともっと考えていきたいなと思います。 このこと自体は大変よいかと思うんですけど、今後やはりニーズが、ニーズというか現実問題としてしぼんでいくということはもう目に見えているので、もうちょっと先を見据えて何か打っていく必要があるんじゃないかなと思うんですよね。そのあたり何か今議論なさっていること、ありますでしょうか。
岡本真一郎 指導課副課長	今回の市議会の質問でも、そのような質問がございました。今後、役割とかを整理しながら市立幼稚園の在り方を関係機関等を交えながら検討していきたいというふうに考えております。
苦野一徳 委員	何か具体的にこういうふうにしていくのはどうかみたいなアイデアというのはどうなのでしょう。まだ何も出ていないのでしょうか。
岡本真一郎 指導課副課長	今から考えていくような状況でございます。まず保育園長と保育園の関係者、そのあたりに意見を聞きながら整理していこうというふうに考えております。
遠藤洋路 教育長	幼稚園じゃなくて。
岡本真一郎 指導課副課長	幼稚園関係者です。申し訳ございません。
苦野一徳 委員	ありがとうございます。思い切ったことをいろいろと考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますので、ここでもぜひ、やっぱりこれくらいの政令指定都市規模で公立幼稚園をちゃんと大事にしていくというのは、やっぱりすごく大事なことでと思うんですよね。なので、ちょっとそのあたり、また機を改めて皆さんともじっくり議論できることがあったらいいんじゃないかなと。園長先生や先生方のお話なんかも聞かせていただいて、ご希望とか聞かせていただいて、私もちょっと考えさせていただきたいなとちょうど思っていたところだったので、今回、いい報告をいただいたかなと。自由討議とかにしてもいいかなという気がしました。ありがとうございます。
遠藤洋路 教育長	確かに自由討議もいいかもしれませんね。

西山忠男 委員

苦野委員と同じ意見なんですけど、私の孫も実は保育園に行っているんですよ。近くに幼稚園はあるんですけど。なぜかと聞いてみると、やっぱり預かってもらう時間の柔軟性ですよ、そこが一番大きいんじゃないかなと思うんですけど。それともう一つ、幼稚園はいい教育をしているという自負はあると思うんですが、最近の保育園もすばらしい教育をしているんですよ。だから、その教育の面からだけではもう太刀打ちできない状況にあるんじゃないかという印象を受けています。実際にその保育園を私、孫の保育園を見せてもらったこともあるんですけど、なかなかすばらしいんですよ、実は。それで、そういう保育園にやっている親御さんたちのニーズも聞きながら、じゃ、どうやったら幼稚園にこどもが流れていくのかということ、無理に流さなくてもいいんですけど、それだったらもう幼稚園は要らないということになってしまいますから、公立幼稚園の存在意義も考えながら人を集める、もう少し柔軟な工夫ができないかなというのがやっぱり思うところですね。

遠藤洋路 教育長

分かりました。

では、議論をしていくということで、どうでしょうね、自由討議でもいいですし、当然これは事務局の中でも議論していく話ですから、それも両方併せてやっていきたいなと思います。西山委員、でも今、教育内容というか教育の面ではそんなに、保育園も今すばらしいからということだったら、受入れの時間も当然それは保育園のほうが長いわけで、時間的にも教育内容的にも保育園でいいじゃないかというのだったら、どんな活路があるんですかね。いや、太刀打ちできないというから、じゃ、どうしたらいいんだろうと思ったんですけど。ほかの何か保育園にはない特色とかあるのか、どうですかね。

西山忠男 委員

保育園は、いいところはいいんですけど、はっきり言ってひどいところもあるんですよ。だから、保育士が充実しているか、いい保育士を確保しているかという目を見たときに、私もちょっとこどもを、随分前です、こどもを預けるときに保育園をいくつか回ってみたときに、やっぱり随分差があるなという印象を受けたので、この市内の保育園で。幼稚園は見えていませんけど、そのときは。

その点からいくと、公立の幼稚園というのは保育士が非常に

	しっかりしているし、園の運営というのはとてもすばらしいものだという印象を受けています。今まで川尻とか向山とか、それから私は碩台にも伺ったことがあるんですけど、どこもいいなという印象を受けていますけど、それに匹敵するぐらい良い教育をしている保育園が出てきているという、全てではないと思います、出てきているということなので、少しやっぱり考えないといけないかなと思ったところです。
遠藤洋路 教育長	分かりました。
苦野一徳 委員	以前、幼稚園の先生といろいろとお話しさせていただいたことがあって、やっぱり幼稚園の先生方、本当に頑張っていっちゃっていて、なので、やっぱり教育委員会としての応援、すごく求めているんじゃないかなと思うんですね。園児募集、やっぱりすごく力を入れたいと私も思います。そのために、例えば預かり保育を長くするとか給食をやるとか、長期保育をやってみるとか、そういったこともありなんじゃないかというお話を聞いたことがありました。それくらい思い切ったことやらないと、そもそも預けられない保護者が多いので、そういった、本当に市立幼稚園を教育委員会として大事にしていくんだという方向性をみんなでコンセンサス得られるならば、そういったことをみんなで議論していくといいんじゃないかなというふうに思っております。やっぱり思いのある先生がすごく多いなという感覚を私自身持っていますので、応援できたらなと思っています。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 では、ちょっとこれから本格的に議論ができればと思いますので、よろしくお願いいたします。 では、ほかになれば、本件は以上といたします。
・ 報告（2）令和9年度（2027年度）熊本市立学校管理職等採用選考試験について 《萩本広智 教職員課長 説明》	
西山忠男 委員	今、ご説明ありましたけど、教頭の受験者の割合、有資格者と受験者の割合が4.4%、非常に低くなっていますよね。こ

	れ、経年変化を見ても、前は16%だったのが4.4%と、ものすごく落ちているわけですね。これはどうしたら回復するんでしょうかね。我々としては、よい校長先生を選びたいわけですけど、そのためにはよい教頭先生が生まれないといけないので、教頭先生の母数が多いほど、よい校長が生まれるということになりますから、教頭先生もぜひいい人を確保したいと思うんですけど、その観点からするとこの4.4%、ちょっとひどいなと思うんですが、どうしたらいいんでしょうか。
萩本広智 教職員課長	要因としては、先ほど申しましたように数が少ないというのはあるんですけど、それ以外にやはりキャリア観というのもあるかと思いますので、まずは若いうちに、早いうちに、校内の取りまとめ的な立場である主任業務等を担っていただいて、リーダー的な立場に対する意識の醸成を図っていきたいと考えているところです。
西山忠男 委員	ちょっとさっきから数が少ないというのがと理解できないんですけど、有資格者は1,923人いるわけでしょう。何の数が少ないんでしょうか。
萩本広智 教職員課長	最も受験する年代であります40代が少ない状況です。年齢分布で言いますとM字カーブを描いておりまして、Mの底の部分が今ちょうど40代に当たっているという状況でございます。
西山忠男 委員	50代ぐらいの教頭試験を受ける人は、いないんですか。
萩本広智 教職員課長	50代の受験者もいらっしゃいます。ただ、受験者の平均年齢を見ますと大体49.6歳なんですけど、この層、あるいはそれより手前の層が少し少ないという状況でございます。
遠藤洋路 教育長	例えば、ここの先ほど西山委員がおっしゃった平成24年の試験だと、387人とか受けていて、16%ぐらいが受けていたということです。今4%だとしたら、じゃ、その40代ぐらいの人数というのが、平成24年の頃の40代ぐらいの人数の今4分の1ぐらいになっているという、何かそういうイメージなんですかね。そういうイメージなんだったら多分大体説明のとおりなんだろうなと思うんですけど、どうですか。

令和8年（2026年）6月 教育委員会会議録【6月25日（木）】

萩本広智 教職員課長	そうですね、この頃の層が今のその時期の年代層に来ているのかなと思っておりますけど。
遠藤洋路 教育長	いえ、つまり今言ったのは、平成24年ぐらいには40代がすごくたくさんいて、教頭試験を受ける人たち、適齢期の人が例えば300人受けるということは、例えばその適齢期の人が1,000人いて、そのうち300人受けていますよという状態だったとして、今はその適齢期の人が4分の1の250人ぐらいしかいないから、そのうちのこの80人ぐらいしか受けていないんですよという、何かそういうイメージのことを言っているという、そういうことなんですかね。
萩本広智 教職員課長	ちょっと平成24年度の年齢分布というのは、今データで持っていないので、すみません、ちょっとそこは確認が必要かと考えております。
遠藤洋路 教育長	24年度じゃなくてもいいんだけど、説明されている根拠は何か数字で言ってもらえると分かりやすいなという意味なんですけど。別にもうちょっと最近でもいいんですけど、12%が4%になっている、ここ六、七年ぐらい見ても3分の1ぐらいになっているわけですよ。それは数が減っているからですということは、そもそも40代の人の母数が3分の1になっているんだったら確かに受ける人も3分の1になっていてもおかしくないよねという話だと思うので、何かそんな感じなんですか。それともやっぱり母数が減っている以上に減っているのか。母数が減っているから減っているという要因は大きくあるんだと思いますけど、その辺どんな感じなのかなということですね。
萩本広智 教職員課長	ちょっとそこはもう少し分析をしてみたいと考えております。
遠藤洋路 教育長	分かりました。でも、一応何か人数見たから減っていると言っているんですよ。
萩本広智 教職員課長	そうですね、ここ数年の傾向としてはやはり40代が少ないというのは間違いないところです。

令和8年（2026年）6月 教育委員会会議録【6月25日（木）】

遠藤洋路 教育長	どのぐらい減っているかという数字はないのかなということなんですけど。
萩本広智 教職員課長	40代がどのぐらい減ってきているのかということでしょうか。
遠藤洋路 教育長	そうです。40代が少なくなっていますから、受ける人も少なくなっているんですというのであれば、何人ぐらいだったのが何人ぐらいになっていますよというのがあったらいいと思ったんですけど、それは分からないですか。
萩本広智 教職員課長	ちょっと準備して確認したいと思います。
遠藤洋路 教育長	分かりました。じゃ、さっきの説明は、数字で見ないけど減っているという説明だったわけですか。それとも手元にないだけで一応何か課としては持っているわけですか。
萩本広智 教職員課長	40代が少ないというのはデータでありますので。今年の年齢分布、単年度で見た場合は少ないというデータであります。
遠藤洋路 教育長	分かりました。取りあえず、単純に今年の40代の人数と今年の50代の人数を見れば多分10年前の40代の人数も分かるんじゃないかという気がしますけど。今年の数字はあるんですね。
萩本広智 教職員課長	今年の40代の数字はあります。
遠藤洋路 教育長	今分かりますか。今年40代が何人いて、50代が何人いるかだけでも教えてもらえれば、10年前は40代が何人いたけど、今年は40代が何人だということは分かりますよね。それだけでも分かったらいいかなと思いますね。ちょっと調べてもらえますか。
萩本広智 教職員課長	少しお調べして、またご報告したいと思います。
遠藤洋路 教育長	お願いします。
西山忠男 委員	調べている最中に質問してもいいのかな。先ほど管理職マイ

	ンドが育っていないという話も言われましたけど、私たちは働き方改革で教頭の負担を減らそうとして、かなりそれはできてきたんじゃないかなと思うんですよね。だから、教頭になるのは大変だという気持ちは、前からたくさんの方が持っていたわけですけど、それは随分改善してきて、それにもかかわらず教頭になりたくないというのはどういうことなんだろうなと思うんですけど、その点について何かお考えはございますか。
萩本広智 教職員課長	確かに改善してきている状況にあるかとは思いますが、一方で時間外の勤務が多いのがやっぱり教頭だという実態もありますので、なかなかやっぱり及び腰の方も一定数いらっしゃるんじゃないかと、そういうふうには推察しているところです。
西山忠男 委員	その時間外勤務時間を減らそうとして随分やってきましたよね。だから80時間を超える人はもうかなり少なくなってきたと思います。まだ確かに教頭は多いと思いますけどね。だから昔に比べると随分減っているはずですよ。教頭が本来やるべきじゃない業務、例えば、一番朝早く来て鍵を開けるとか窓を開放するとか、そんなことは教頭だけにやらせないようにしましょうということも各学校で取り組んでいると思うんですよね。教頭の負担は減っている、昔より楽になっているというイメージはまだできていないんですかね。
萩本広智 教職員課長	ひと昔、ひと頃に比べれば、やはりその負担は軽減されていると思いますけど、やはりまだ負担があるという状況プラスやっぱり学校だけに限ったことではないと思いますけど、やはり管理職になるということに対してあまり魅力を感じないような若手職員が多くなってきているのではないかなというのもあるかと思います。
遠藤洋路 教育長	業務の負担が教頭は多いというのは、前から確かに多くて、前より減っているというのも確かだと思うんです。ですから、前より負担が増えたのでなければ、前より受ける人が減っている理由には多分なっていないですよ、業務が多いからというのは。もともと多い、今より多かったんだったら。だから、業務自体は減っているか、ある程度減っても多いという状態だとして、やっぱりそういうことに対して拒否感がある人が増えているということか、あるいは業務量の問題じゃなくてやっぱり

	責任の問題で、管理職というものが昔に比べたら責任は重くて大変なんだけど、例えば、昔みたいに何か偉そうにもできないし、ちょっとでも何か言ったらパワハラだと言われるし、むしろ部下に気を使わなきゃいけないし、保護者からはいろいろ言われるし、何もいいことないなと思われているのかもしれないし、よく分かりませんが、管理職に皆さんがイメージしていたメリットよりもデメリットのほうが大きくなっているのかもしれないですね。求められる責任みたいなものが昔よりも大きくなっているのかもしれないなというふうに、これは先ほど教職員課長が言ったとおり、教員や学校管理職に限った話じゃなくて、世の中的に管理職になりたい人が減っているという話は確かに聞きます。 ですから、そもそも管理職になりたいという人がひと昔前より減っているのかもしれないし、校長を受ける人が増えているのは、教頭はもともと管理職だから、管理職から管理職になるわけなので、そこは別に何というか、もうなっちゃっているものですから、教頭より校長のほうが魅力を感じるという人が大半なのかもしれないですね。 そこは何でしょうね、教頭だけ見ても、さっきの40代の人数が減っているという要因はあるかもしれないし、それ以外に世の中全体として、そもそも管理職になっても割が合わないよねという考え方の人が増えているのかもしれない。そこはあるかもしれないですね。どうでしょう。
清田晃子 委員	有資格者の方に実際受けられない、教頭の試験を受けられない理由とかというのは、ヒアリングされたことはあるんでしょうか。
萩本広智 教職員課長	特段そのようなヒアリング等はしてはおりませんが、校長から、将来リーダー的な立場を担ってほしいと思われる職員に対しては、積極的に受験するように声かけはしていただいているというところでは、受けていない理由というところまでは、すみません、把握しておりません。
遠藤洋路 教育長	そこも確かにあるかもしれませんが。昔もみんなやりたくて手を挙げていたわけじゃなくて、校長から管理職試験を受けると言われて受けていたとか、受けさせられている人が減っているから受ける人が減っているという可能性もありますよね。いろ

榎木敏之 学校教育部長	んな可能性が確かにあるのかもしれないですね。どうなんですかね。榎木さんとかは何で教頭試験を受けようと思ったんですか。 ここで言っているのか分かりませんが、平成23年までは、学校の管理職からの推薦がないと管理職は受けられなかったという時代だったと思います。私はその最初の1年目は、管理職の推薦というか、受けないと言われて推薦を出してもらって、自分で申込みはしていないんですよね。そういう時代だったと思うんですけど、ちょっともっと先輩に聞いてみないと分からないんですけど、多分、政令市になったぐらい、これ24年は政令市になったときですから、このあたりからもうそれはちょっと不平等というか、ある程度経験して、やりたいという人が受けていいんじゃないかということで、そこがなくなったので、ここからが少し変わってきたのだと思います。それまでは、教頭試験を受けたら、落ちてもずっと受け続けるという、受け続けないとならないということはないんですけど、みんな受け続けるというのが何かちょっと当たり前で、受けていた時代がありました。 だから、ただ40代が減ってきたからこのパーセントが落ちたというのは確かにそうじゃないかなとは思いますが、先ほど教育長からもあった、この減ってきているのはやっぱりそもそも教頭になりたいから受ける人ということではないと思うんですね、教頭試験は。その先に校長があるので、教頭はちょっと大変だけど校長になりたいから受けようというような、管理職になりたいということで受けていくので、あまり教頭業務だけがその妨げになっているというわけではなくて、やっぱり見ていたときに今の管理職はいろいろ何かこう1on1ミーティングも求められるし、いろんなこともしないといけないという、やっぱり多くのことを考えて、やらないといけないというのを、職員の目には多分映っていると思いますので、そのところでなかなか難しい、大変かなと思っている方もいらっしゃるのではないかなと思います。だから、ちょっと教頭を受けるといときのきっかけみたいなものもだんだん変わってきているかなと思います。
遠藤洋路 教育長	なるほど。じゃ、この平成24年の頃は、前の年まで、自分で手を挙げたわけじゃなくて、受けろと言われて受けていた人

吉田 潔 教育次長	が、1回受けたんだからといって毎回毎回受けている、その毎回受けている人がだんだん減ってきているという、そういうことで考えれば、だんだん減っているのは確かにそうなのかもしれないですね。そういう要因もあるかもしれないですね。先輩はどうですか、吉田次長。 どこまで言えるか、私もあれですけど、私の場合は、当時勤めていた学校の校長先生のほうから声かけをいただいていた。2回ぐらいは受けなかった記憶があったんですが、最後一声、お声かけいただいたので、私も平成25年か24年、ちょっと定かではないんですけど、そのあたりで受験させていただいたなというふうに思っています。教育委員会にも何回か出入りさせていただいているので、その中でも学びが大きかったのもあるので、また学校で生かしたいなという思いもあって、受験をさせていただくという機会になったかなと思っています。 先生方の中には、声かけもあるかもしれませんが、もちろん目指したいと、こういう管理職でありたい、そういう教頭になりたいというイメージを持たれている方ももちろんおられると思いますし、今、いろんな考え方もあって、こどもの近くでやっぱりずっと続けていきたいという思いも持たれる先生方もかなりおられるのかなと思います。我々、私の場合は、校長のときにはもう次の人たちをやっぱり育てていかなくちゃいけないということもあるので、いろんな会議の中にも参加させて、中堅の役のところも声かけをし、会議体にも入ってもらって意見をもらうとか、参画する経験を持ってもらうことによって、次の世代を育てていくというようなことを意識してやってきたかなと思っていますけど、その方々が今なられているかどうかは、今ちょっと後追いしていませんので、十分結果が出ているとは言えません。私の場合、このような経緯を経て今ここにいることになります。
遠藤洋路 教育長	分かりました。
澤栄美 委員	やっぱり価値観の問題もあるかなと思うんですね。それと、こういうことしたらどうかなと今思っていたのが、私なんかはちょっと過去を掘り下げられると困るところもあるんですけど、あまりお手本になるような方とご一緒しなかったというのもあって、魅力は感じないかなという立場だったと思います。

	だけど、私最近になって、管理職っていいなと思う、いろんな方をやっぱり見えて、やっぱり学校をつくっていくんだ、こどもたちを育てていくんだという校長先生や教頭先生を見ると、管理職というのはそういう仕事なんだと、年取ってから分かるようになったんですね。 例えば、有名な先生で住田先生って校長先生、もう退職されていますけど、校長はご機嫌であるほうがいいということをよく言われる、ああいった先生、もちろん熊本市内にもすばらしい校長先生いらっしゃると思うので、そういった先生たちの講話みたいなのも、管理職ってこういうものだよというのを、自分が勤めている学校の校長先生だけ見ていたら、やっぱり得られない部分ってあると思うので、その校長先生がとてもすばらしかったらすぐ憧れちゃったりするかもしれませんが、みんながすばらしい方だと思いますが、管理職ってこういう立場なんだよと、人を管理するだけの話じゃないよという、そこが分かってくると自分が今やっている教育活動が将来全体を見る立場になって、多くのこどもたちに返っていくという、その魅力も感じていかれるかなと思うので、そういった研修といいますかね、何か動画でもいいので、そういう、いつでも見られるようにするとか、そういう工夫も必要かなというふうに思います。
遠藤洋路 教育長	分かりました。
水田貴光 教育センター 所長	澤先生、ありがとうございます。住田先生のことなんですが、ここ数年は毎年新任管理職研修で講師として夏休みに来ていただきまして、新任管理職向けの研修として全校長・教頭向けに案内は出しております。校長先生、教頭先生一緒に研修を行って、住田先生のお話は毎年機会を設けております。 併せてですけど、管理職マネジメント力推進事業、兵庫教育大学と連携して昨年度からやっておりますが、今年から校長先生と各学校のミドルリーダー、一緒に研修を行って、グループワークをしております。ミドルリーダーの先生が校長先生ってこんな考えなんだとか、校長先生もミドルリーダーのお話を聞いて、先生たちこう思っているんだなというふうなところで、振り返りのアンケートがとてもいい感じですので、そういったミドルリーダーの先生が今後管理職のほうにしっかり目が向いてくれればなと思って事業のほうを進めているところで

澤栄美 委員

2つ目のご紹介で、ミドルリーダーの研修というのもあったので、そういう管理職の研修も大事なんですけど、それになろうと思わせるような、そういうのがあるといいよねと思ったときに、もちろんミドルリーダーぐらいからでもいいんですけど、いつでも、若い人でも見られるような、学校経営ってこういうものだとか、そういうのがあるといいかなと。またさらにということですけど、十分教育センターがいろんな工夫をされているということは存じ上げていますし、いいなと思いました。

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。確かに管理職養成というリーダー養成みたいな、管理職候補を育てるみたいなのところをもっとあってもいいのかもしれないですね。いろいろ話聞いていますと、以前はやっぱり校長から受けろと言われて受けていたという、そうじゃないと受けられなかったということで言えば、そういう時代だったらある程度数はもう一定、毎年一定だったんでしょう。それに戻して、校長からの推薦じゃなきゃ受けられませんかと言って、校長に毎年必ず1人か2人推薦しろとすれば、それは数や率は増えるのかもしれないけど、そんなことをしてもしょうがないので、今の時代に合わせたやり方をやっていかなきゃいけないと。

だけど、それがないまま昔のやり方の惰性でだんだんやっているうちに、だんだん減ってきたみたいな、そういう感じはあるのかもしれないですね。ですから、ちょっとこれはやっぱりおっしゃるとおり、新しい時代に合わせた管理職の候補者の発掘とか養成とかから含めて、どうやって管理職というものを熊本市として育てていくかというのは大事な視点だなと思いました。

西山忠男 委員

やっぱり管理職になるメリットというのをもっと知らしめたほうがいいと思うんですよ。確かに大変だけど、メリットは大きいと思うんです。3つメリットがあると私は思います。1つは経済的メリット、これは明らかですよ。2番目は教育上のメリット、これは自分の理想とする学校をつくることできるかもしれない。それができるのは、やっぱり校長しかいない。3番目は人間的なメリット、これは困っている人を助けることができるんです、校長は。教員の中にたくさん困っている人がいると、そういう人を個人的に助けることができるのは校長だ

遠藤洋路 教育長	けなんです。教頭もできるかもしれないけど。そういうことを考えてみたときに、やはり校長というのは魅力的な職業だなとやっぱり思ってもらいたい。実際そうだと思う。 確かに、教員の不祥事なんかで連帯責任を問われると、このやろうと思って、大変な思いをされると思うんですけど、そういう確かに不安とか責任とかいうのはあるけど、それに勝るやっぱりメリットがあるんですよということをやっぱり先生方に知らしめていくということも大事じゃないかなと思います。 以前、昔の教育次長さんに聞いた話だと、昔は、校長になったらクラウンに乗れると、車ね、だから校長試験に受かったらその足でトヨタの店に行ってクラウンを買いに行ったと、昔の校長はそうだったと言っていました。ですから、そういうステータスみたいなものも昔はあったのかもしれませんが、今はだからそういう感じではないので、単純にそういう何か偉くなりたいみたいなことで校長になりたいという人も昔はいたのかもしれないですよ。いたと思います。澤委員がそう言うんですから、そうなんでしょう。 だけど、やっぱりそこがなくなっているから、偉くなりたいというモチベーションがないけど、今、西山委員がおっしゃったような純粋なメリット、仕事上のメリットですよ。そこで、それを理解して志してくれる人を増やさなきゃいけないので、そこは昔のように何か偉そうにできるということをモチベーションにはできませんから、いかに自分がつくりたい学校とか、自分がしたい、育てたいこどもを育てられるというところの魅力をもっとアピールできるかとか、そこを理解していただけるかという部分は大きいのかもしれないですね。 そういえば、教職員課長、いかがですか、分かりましたか。
萩本広智 教職員課長	40代の人数なんですけど、一般職で582名、一般職全体が3,152名ですので、割合的にいうと18%程度というところですよ。
遠藤洋路 教育長	今はね。10年前はどう、つまり今の50代はどのぐらいなのか。
萩本広智 教職員課長	今の50代は、数でいうと796人です。

令和8年（2026年）6月 教育委員会会議録【6月25日（木）】

遠藤洋路 教育長	今、ごめんなさい、さっきの数字忘れちゃった。何人と何人の違いでしたか。
萩本広智 教職員課長	40代が582名、50代が796名ということです。
遠藤洋路 教育長	分かりました。じゃ、4分の1にはなっていないね、減ってはいますけどね。途中で退職する人とかもいるから、単純な比較じゃないのかもしれませんが、せいぜい半分ぐらいでしょうか、イメージ的には。ですから、やっぱりそれは40代の母数の数よりももっと受ける人が減っているということは間違いなさそうなので、40代の人が減っているということもあるけど、やっぱり受ける人が減っているという事実をやっぱり我々は認識してどうするかというのをやっぱり考えないといけないということでしょうかね。ありがとうございます。分かりました。 ほかにご発言はありますか。よろしいですか。 澤委員が今までお務めになった学校の管理職は調べないようにしないといけませんね。
澤栄美 委員	全員がそうだったとは言っていないので、とてもいい校長先生に恵まれたなというときも確かにありました。
遠藤洋路 教育長	冗談です、冗談。
澤栄美 委員	いや、ユーチューブで流されていますので。すみません。
遠藤洋路 教育長	では、ほかになければ本件は以上といたします。
・報告（3）「令和7年度生徒指導状況報告」の結果について 《勝田広幸 総合支援課長 説明》	
澤栄美 委員	2点お願いします。後の自由討議にもちょっと関わってくることになるんですけど、不登校の人数はさっきご報告があったように、増えているということは全国的な傾向ということです。この不登校の中に、フレンドリーとかフレンドリーオンライン

	に入っているこどもは計上してあるのかというところをお聞きします。というのは、指導要録的には出席になるということですが、この統計の中ではどうなのかなということをお尋ねします。 それと2点目なんですけど、表の下のところの説明のところの1行目のところに、不登校対策サポーター21人ということで、22人に増やしたというところですが、この不登校対策サポーターの資格、例えば教員免許がないといけないのかとか、それから、学校種は私の認識では中学校に置いているということで間違いないかということについてお尋ねします。
勝田広幸 総合支援課長	1点目の統計上のフレンドリーあるいはフレンドリーオンラインに参加しています児童生徒につきましては、この長期欠席の中に含まれていることになります。ただ、指導要録上の出席扱いで対応しています。 2点目に、今年度から22人配置しております不登校対策サポーターにつきましては、資格等は基本的に問いませんが、再任用職員を配置しておりますので、大半が教職資格を持っている、いわゆる教員になります。
澤栄美 委員	大半が教員の免許を持っていいらっしゃる方ということで今お伺いしたんですが、ということは、例えば教室に入れなくて、いわゆる別室にいるこどもたちに学習を指導することはできるということですね。持っていられない方は学習の指導はできないということになりますかね。中学校がほとんどということではよかったですか。
勝田広幸 総合支援課長	澤委員おっしゃったとおりでございます。22人全て中学校の配置になっておりますし、22人のうちお1人が資格はお持ちでないとなっております。
苦野一徳 委員	先ほどのフレンドリーやフレンドリーオンラインとも関連したんですけど、たしか本市の場合、フリースクールも場合によっては指導要録上の出席扱いということがあったと思います。高校の中にそういったこどもたちも入っているということかと思うんですけど、そういったこどもたちを全部除いてということであれなんですけど、つまりどこにもつながっていないこどもがどれくらいいるかというのを、やっぱりはっきり把握しておく

令和8年（2026年）6月 教育委員会会議録【6月25日（木）】

	必要があるかなと思うんですが、それに関してどうでしょうか。
勝田広幸 総合支援課長	苦野委員がおっしゃった部分になりますけど、フリースクールにつきましても、もちろん指導要録上の出席扱いとしているのと、この中に数字は含まれていることになります。それから、どこにもつながっていないということになりますと、欠席日数にもよるんですけど、私たちが特に重視しておりますところは、100日以上欠席していると、大体年間200日ぐらいの出席になりますので、大半は休んでいるということもたちの中でどこにもつながっていない児童生徒は、大体例年400人前後になります。増減はありますけど、ほぼ400人前後です。
遠藤洋路 教育長	苦野委員、よろしかったですか。
西山忠男 委員	暴力行為の中身を見てみますと、対教師暴力がやはり小学生で多いですね。今年はちょっと減っていますけど。これについてはこれまでいろいろ議論してきて、多少対策も取ってもらったと思いますけど、その効果は現れていると思ってよろしいんでしょうか。
勝田広幸 総合支援課長	委員の皆様ご存じのとおり、学校にメッセージ等を発信している部分になりますけど、あれは令和7年度の2月ぐらいだったので、この数字には反映はされていないと私どもは捉えています。
西山忠男 委員	あれは吉里課長がやってくださったんですけど、その効果は、現時点でどういうふうに把握してありますか。
吉里麻紀 教育政策課長	政策課が取りまとめをしておりますけど、教育委員会全体で取り組んだものでございます。効果としましては、学校現場から、教育委員会からこのようなメッセージを発信したことに対して、好意的な意見が寄せられており、教育委員会が学校を支援する姿勢が伝わったとの声を伺っております。 保護者からのご意見というのは、現時点では把握をしておりません。
遠藤洋路 教育長	西山委員、よろしかったですか。 ほかにご発言はありませんか。

清田晃子 委員	この暴力行為の発生件数なんですが、R3年度からの上がり、ものすごく増えていっていると思うんですけど、R7は減少にはなっていますが、この増えた原因とかというのは何か分かっている部分はあるんでしょうか。
勝田広幸 総合支援課長	暴力行為も全国的にやはり増加傾向にあるので、R7年度の数としては、前年度よりは減っているところですけど、本課としてはR6年度が突出している部分があって、全体的に見るとやはり暴力行為自体は増加傾向と考えております。
遠藤洋路 教育長	これ、発生件数とありますけど、厳密に言うと認知件数というか報告件数ですよね。ですから、実際に暴力行為が小学校100件から500件に、この3年で5倍になったのかと言われると、実際に5倍になったというよりは、数えて報告する数が5倍になったということなので、発生が果たしてどこまで増えたかというのは、これとはまた別の問題なのかなというふうには思いますけど。そこはいかがですか。
勝田広幸 総合支援課長	事案を見てみますと、同じ児童生徒が繰り返しているとかがありますので、あくまでも学校が認知した発生件数です。関わっている児童生徒となった場合には、数は減ると考えます。
澤栄美 委員	どこで見聞きしたのかちょっと覚えていないことなんですけど、やはりコロナのときに学校で共働でいろんなことをするという経験が少なかったことが影響しているんじゃないかというのも、たしか言われていると思うんですよね。だから今後、いろんなそういう共働でやることとかが増えてきて、どうなっていくのかというのも見ていくのもいいのかなと思いました。やはりこどもたちが前を向いて食べるとか、グループ活動もしないようにするとか、そういった中でやはりいらいら感が募るとか、それとか人に対しての対応の仕方を日々の生活の中で学んでいくとか、そういったことは確かに少なかったのかなと。それがまた小学校が多いところというところだと、幼児期に、その時代だったこどもが身につけるべきものがやっぱりちょっと少なかったとか、そういうのもあるかもしれないなというふうに思ったところです。

令和8年（2026年）6月 教育委員会会議録【6月25日（木）】

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。コロナの影響というのは確かにあるかもしれませんね、この中に。

村田槇 委員

教育委員会から、学校園のよりよい教育環境を目指してという形で、2月とそれから5月に、今年度の、メッセージを保護者向けにすぐーるで配信をされていますよね。私も保護者側として受け取った者の一人なんですけど、やはり定期的に配信し続けていくということが大切だなと思います。見ていない人もやっぱりたくさんいるので、年に1回とかではなく定期的に、毎月とかやるとそんなに何か敵視しているのかと思われてもあれなんですけど、毎学期とか定期的に発信していくという、伝えていくということが大切じゃないかなというふうに思いました。

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。おっしゃるとおり、やっぱり1回出したらみんな見ているだろうということではないので、そこは何回も繰り返しということが大事だと思いますね。

ほかになれば、本件は以上といたします。

・報告（4）熊本市小中学校キャリア教育懇談会について

《水田貴光 教育センター所長 説明》

遠藤洋路 教育長

特にないようですが、せっかくなので、ここに出ている世話係校長というのはどういう人なのかというのをちょっと紹介していただけると。

水田貴光 教育センター
所長

熊本市の校長会の役職で位置づけてあるもので、各教科等の研究会の取りまとめ役を担っておられる役職の皆様です。

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。

では、ほかにご発言がなければ、本件は以上といたします。

日程第6 自由討議

・長期欠席児童生徒等への支援について

《勝田 広幸 総合支援課長 説明》

遠藤洋路 教育長

では、この案件は澤委員からご提案があったかと思うのですが、澤委員から、もしご発言がありましたらお願いいたします。

澤栄美 委員

4ページにありますように、非常に分かりやすい長期欠席児童への支援体制というのを総合支援課のほうで、美術の先生が中心になってつくられたということで、よくできているなというふうに思っているところです。

その前のページ、3ページでまずはその学校内の教育相談体制というところがあるんですけど、私の学校にいた経験からいくと、ここのところが形としての校務分掌として設定されているものの、実際にその動きとして外にどうやってつなぐとか、いっぱい挙がってきているこどもの中で、どの子に力を入れてやるのかとか、そういったこともありましたし、それから、さっき中学校で支援サポーターの方は中学校ですよという話をして、これまでも私が小学校にこそ欲しいというような話をしたことがあります。

そういう部分で、やはり校内で外のいろんな体制に行く前の手だてというか、そういうのを整理していく必要があるなと思っているんですね。そんな中で、この間、熊日新聞にも掲載されていましたが、出水南中学校の校内スクールみたいな、あれは私たちも、4人だったと思うんですけど、広島で福山市の城東中学校というところがやっているのを見学に行かれた先生が出水南中でもできないかということで、校長先生からもオーケーが出て、あれに似たようなものをされているというような好事例もありますけど、小学校のほうで、私が先ほど言いましたように、やはりこどもたちがなかなか教室に入れないと、保健室登校という、民間というか世間がつくった保健室登校という言葉なんだというのを何回か申し上げていますが、そういった形で養護教諭がそれを見ている、チームで見えていないという例も多々あると思います。

そんな中で、西原小学校のほうで今年度からやられているのがすごくいいなと思ったので、少し紹介させていただいてよろしいでしょうか。

	一つは、やはり別室、小学校に別室が置きにくいのは、場所がないということと、人がいないということなんですね。こどもをそこに置いていても、誰かがその支援をするということが、人数がない。というのは、担任の先生たちは大体毎時間授業がありますし、ほかの職員もそれぞれ仕事があるわけですね。それで保健室に流れるということもあるんですが、西原小学校の場合は、やはり12名ほどそういったこどもさん、ほかにもいらっしゃると思うんですけど、対象のこどもさんがいたので、サポートルームというのをつくったと。 そこに、さっきの不登校支援サポーター、ではなくて、教員の免許を持っていらっしゃるのが条件となっている学校運営サポーターが来られたので、その方がそのステップルームを運営するということで、教員もやられていたので特別支援とかそういったことにもお詳しくて、その教室の中に各12人のこどもたちの1日の流れを自分たちで決めるという形があって、教室に行く時間、2時間目は教室に行きますとか、ほとんどのこどもが、そこから2か月ぐらいですかね、そういう部屋ができて、ほとんどのこどもが教室のほうに行けるようになっているということで、もう一つ注目すべきことは、それに関わっている、そういうこどもたちに関わっているもちろん担任、それから養護教諭、管理職、それから学校運営サポーターはもちろんですね、それと特別支援コーディネーター、そういった関係職員が日々チームのチャットでこどもたちの様子をやり取りして、月に1回程度、チームでそのこどもたちの様子のケース会議みたいなことをやっているということで、小学校でも人員がそろえばできるんだなという好事例だなと思いましたので、学校内のそのチームの運営ということで少し紹介させていただきました。ちょっと長くなりましたけど、以上です。
遠藤洋路 教育長	ありがとうございます。 では、自由討議ということで委員の皆様からご自由にご発言をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、お願いいたします。
苦野一徳 委員	先ほど、どこにもつながっていないこどもが400人ぐらいというお話がありましたので、やっぱりまずはそれが一番気になるなというのがあります。情報提供とか、どれくらい今、本市がしているのか、ちょっと詳しくお聞きしたいなというふう

	に思います。先ほどのスライドでもいろいろとありましたけど、事前にもう既にいろんな保護者たちにそういった、こういったつながりがありますよということを周知されているのかどうか、あるいはどの程度されているのかどうか、まずちょっとお聞きしたいなと思います。
勝田広幸 総合支援課長	先ほどのスライド資料4ページになります。こういった支援がありますと各家庭にすぐー等でお知らせをしております。ただ、頻繁にというわけではありません。その前の段階の相談機関をまずはお知らせすることが妥当な家庭もあります。織り交ぜながらお知らせしている状況ですので、こちらはホームページにも記載はさせていただいているけど、学校から実際に相談が保護者の方とできるようであれば、こういったものを直接お見せできます。
苦野一徳 委員	ありがとうございます。その400人の状況というのも個々別々だと思いますので、一概には何とも言えないところがあると思うんですけど、私もたくさんの不登校のこどもたちやその保護者の方々と関わってきて、やっぱり一番悩まれるのって、いろいろとあるんですけど、まず最初の段階、孤立孤独ですよ。だから、例えば親の会だとかこういったものも、本来行政がそういったことをやっていくぐらいのもう現状じゃないかなと思うんですね。そういう親同士でつながれるとか、そういった不安を共有できるとか、情報共有できるとか、そういった対応の場って今はどうですかね、教育委員会としてあるのかどうか、ちょっとお聞きしてもいいでしょうか。
勝田広幸 総合支援課長	苦野委員がおっしゃったみたいに、本課もこどもたちへの支援だけではなく、一番身近におられる保護者の方への支援は、今後充実させていかなければならないと考えております。現在、小学校と中学校で私どもが把握している中では、親御さんの会は、中学校3校、小学校2校、134校中の5校しかない状況です。 コロナ禍になる前はもっと多かったように、私自身は把握しているところですけど、そういった機会を失って、再度立ち上げるというところまで至っていないところがあります。一番身近におられる保護者の方々への孤独感とか孤立感を少しでも軽減するために、同じ思いを持っていらっしゃる方々のそういう

苦野一徳 委員	機会はとても大事と思っております。時間外の開催とかいろいろ課題もあるけど、ぜひ学校にも広げていけないかなと考えているところでございます。 ありがとうございます。ぜひともお願いしたいと思いました。それも、学校を越えてそういった場がいくつか教育委員会主催であってもいいかなと思います。本当にニーズは大きいと思うんですよね。なので、そういった保護者の方々が集まって情報交換してつながって、もうこれだけ全然違うと思いますので、必要なところに、場合によってはこの4ページの図を基にしていろいろとつないでいくご提案とかもできるといいんじゃないかなというふうに、まずは思いました。
澤栄美 委員	今のような会は、例えば校区単位とかでまず始めてみるというのでもいいのかなというのは一つ思いました。それと、こういうのを知っているのかというところでいうと、私の仕事上では、対象者には紹介をしています。例えばフレンドリーとか、こういうのもありますよ、フレンドリーオンラインというのもありますよということで、そこら辺から始めてみてもいいですねということを、スクールカウンセラーとしてお話ししているので、ほかのスクールカウンセラーもそういうことはしているのかなというふうに思っています。
遠藤洋路 教育長	ありがとうございます。
西山忠男 委員	スクールカウンセラーの話ですけど、5枚目のスライドを見ると、相談延べ人数が1万1,000と非常に多い人数ですよ。これだけのやはり延べ人数だとなかなかゆっくり相談するということも難しいんじゃないかと思うんです。 それで、次のページには、教職員からスクールカウンセラーのコンサルテーションを受ける時間が取れないという、これは教員側の問題もあるかもしれませんが、やはりスクールカウンセラーが非常に忙しくしていて、学校に滞在する時間も短いということがあるんじゃないかと思うので、このあたりもう少しスクールカウンセラーを増やすなりして充実させていければ、もうちょっとよくなるんじゃないかなと思うんですけど、それは財政的にかなり難しいことでしょうか。

勝田広幸 総合支援課長	時間増は、財政の課題もあると思いますし、いつでも相談できるような体制を考えれば、スクールカウンセラーが例えば常駐するということも、今後考えていかねばと思っております。
村田 槇 委員	今のお話に関係すると思うんですけど、やっぱり人数が足りないというか、スクールカウンセラーを増やしてほしいというのはもう大分いろんな方々からも、現場の話もお聞きますけど、学校の規模によっては月に1回、その中でも生徒さん何人までとかというのがすごく数が限られていますよね。常に埋まっているという状態だと、例えば、教職員の方や保護者の方が利用できないとか相談ができない。教職員の方は、相談機関というのはほかにもあると思うんですけど、そのSCと話がしたいという先生もきっと多くいらっしゃると思うんですよね。 それから、SCの方と子どもたちとの相性もとても大切だなというのをいろんな方からお話聞いていて思っていて、話し方や言葉かけの受け取り方というのは、とても個人差が大きいと思っていて。それは大人同士の会話とかコミュニケーションとか人間関係づくりでも、とても大変なときもありますけど、保護者は気にならなくても、こどもがこの人には相談しづらいとか、そういう場合にやっぱり選べるというか、言葉はあれですけど、ほかの先生にとか、そういう選択肢がやっぱりあったらいいのかなというのは思いました。 同じ言葉でも、立場とか積んできた経験とかによって刺さり方というか、それがまた全然違ってくるというのも話を聞いていて思っているところです。ただ、このお子さんにはどれくらいの距離感で、どれくらいの言葉の温度で話をするとか安心して受け止めてもらえるとか、安全に感じてもらえるかというのは、短いその面談時間とか限られた回数の中で見極めていくというのは、とても大変だと思うんですよね。ゆっくり関係づくりをしていたほうがいいなというお子さんもきっといて、でも、いきなり面談とか、数回で結果を出さないといけないとか、そういう別の面の重責、重圧とか責任というのもあると思います。そのあたりをSCの方々が工夫されるのがとても大変なんじゃないのかなというふうに、日頃思っているところです。
清田晃子 委員	先ほど苦野委員がおっしゃった不登校の保護者の方の会というのは、すごく必要じゃないかなと思っていて、やっぱり同じ

	状況の人じゃないと自分の気持ちを分かってもらえないという、そのやっぱり保護者の方もお子さんにどう対応していいのか、どう接していいのか分からない保護者の方もいらっしゃるって、何かもう部屋から出てこないから話してもらえなくて、どう接していけばいいか分からないという話を聞いたときに、やっぱり同じ状況にいらっしゃる保護者の人だったら、その気持ち分かるよと言ってくれるけど、ちょっと経験していない人は、そうなんだねで終わってしまうと、やっぱり私の気持ちを分かってくれる人がいないという保護者の方が出てきてしまうと、いい方向には行かないと思うので、ぜひ保護者の会を、あと同じ学校の保護者とは話したくないという方もいらっしゃるなので、知られたくない、うちの子が不登校になっているということを知られたくないという方もいらっしゃるなので、同じ学校の中でその会をつくるのではなくて、ちょっと離れているほうが逆に参加しやすいという方もいらっしゃると思うので、ぜひこちらは検討していただければなと思っています。
遠藤洋路 教育長	今のって、PTAとかでやるとかというのはないんですか。
清田晃子 委員	PTAだとどうしても単Pで、一つの学校で会長が、やる気のある会長だったらそういうのをやってみようという発言が出たりもするんですけど、どうしても同じ学校の保護者に知られたくないという保護者からすると参加がしにくい。なので、市P全体でそういうのをやればいいんですけど、そもそも不登校のお子さんを持っている保護者さんは、PTAにも入会されなかったりとか、PTAと関わらない方も多かったです。ちょっとPTAで力を出せる部分と出せない部分もあるかなというふうに思います。不登校のお子さんを持ってもPTAに積極的に関わる保護者の方もいらっしゃるんですけど、どちらかというとちょっと積極的には関わらない方のほうが多い印象ですね。
澤栄美 委員	ふと思いついたんですけど、そういった不登校の保護者の会というのをオンラインですというのもありかなと思ったんですよね。というのは、一つは、ちょっと少し話がずれるんですけど、カウンセリングしていて、不登校とか学校に行きづらくなっているとか、そういうこどもさんの親御さんって結構ネット情報を見ているんですよね。もうあまり見ないようにしまし

ょうと言うんですよ。もう次から次に悪いイメージが入ってくるので、それよりやっぱり正しい情報を持っている人とかと話すことのほうが大事ですよと話をするんですけど、それを思っていたときに、オンラインだったら顔出しなくてもできるし、名前だってニックネームでもできますよね。だからそういうのをつかって誰かコーディネートする人がいて、自由に話し合えるとかいうのを何かやってみてもいいのかなというふうに思いました。

それとさっきの400人の話なんですけど、自分が相談活動やっていたの肌感覚なんですけど、やはりご家庭の養育能力にちょっと厳しい部分があるなというの、何かもしそういうのが分かっていたら、400人のうちのどのくらいそういう方がおられるのかなというのを聞いてみたいんですけど、とにかく学校から連絡しても全然反応がないとか、そういった人たちもいるなと思ったときに、そのときこそがSSWの出番だったりすると思うんですね。

それを考えたときに、それとは限りませんが、SCとSSWと一緒に解決していく、これはちょっとSSWの出番だなと思い、優秀なSC、SSWに関わる担当者が学校にいる場合はそこをうまくつないでくれるんですけど、なかなか若い人とかが担当になっている場合は、その仕組みとかもよく分からずにやっていたりもするので、さっきコンサルテーションを受ける時間がないということもありましたけど、そういうSCとSSWが話し合う時間というのもちょっと不足しているというのはあるんですよ。

私は守秘義務があるので、ちょっと時間がずれていても、SCとSSWが、例えばSSWは業務用の携帯を持っていますので、そこと連絡し合うということはできると思うんですが、やっぱり守秘義務があるので、外でSSWと連絡取ってはいけなとSVにお尋ねしたらそんなふうに言われたんですけど、何かもっとそれにつながるいい方法がないかなというふうなことは、日々、特にご家庭の環境がとても大変な状況というときは、とても思います。

困っている方はまだ誰かに助けを求めることができる、困っていられちゃらないという、そもそも、そういうところもあるかなというのは思います。

遠藤洋路 教育長

分かりました。今の点は、総合支援課から何かコメントあり

勝田広幸 総合支援課長	ますか。 ありがとうございます。実際にフレンドリーオンラインを利用していらっしゃる保護者の方は、リモートで保護者会を催しています。清田委員からありましたように、同じ学校の保護者とは、というのもよく分かります。実は年2回フリースクールの連絡協議会をやっておりまして、昨年度2回目は各民間施設の取組をご紹介いただいた際に、座談会をできるようなスペースを考えていたんです。同じような思いを持っていらっしゃる方々がお集まりになられると、そこで会話がまた繰り広げられないかなという場を設けたんですけど、予想外にたくさん来られたものですから、その場がつかれず、というところもありました。そういう機会をリードは学校がやっていったほうがいいという気はしています。いきなりPTAというのも難しいので、リードの部分は学校から始めて、徐々にそういったところに移していくという機会はあってもいいのかなと思います。 私自身の経験としては、私が勤務していた学校では実際に学期に1回やっていたんです。このメリットは、前年度にそういった思いをなさっていた保護者の方を実際にゲストとして呼びするんです。先輩のお父さん、お母さんからの話はとても心にしみる部分があって、そこで、いろんな先輩からの経験のお話を聞かれ、とてもありがたく思っていたらいいと思います。私自身が経験した部分も含めて、少し広げていければと思っています。
遠藤洋路 教育長	フレンドリーオンラインの保護者会を、保護者版をつくったらどうですか、総合支援課で。
勝田広幸 総合支援課長	今、皆さんからいろいろいただいたアイデアを集約しながら、ぜひそういった機会を検討していきたいと思っています。
遠藤洋路 教育長	苦野委員にやっていただいて。
苦野一徳 委員	それも喜んでお引受けいたしますので。さっきの400人の話、やっぱり気になっていて、差し支えない範囲で、どういう状況かもし教えていただけることがあれば教えていただきたいなど、差し支えない範囲で。やっぱり学習権が保障されていないというのは、多分行政としては一番そこは敏感にならない

	といけないところだと思います。教育を受ける権利というものをやっぱり社会の責任として保障するということがあると思いますので、もしもその権利が奪われてしまっているのであれば、是が非でもその保障をしなきゃいけないということだと思いますので、今の現状と、つまり全くその教育の機会がなかったとしたら、それは本当に大問題なので、その辺の実情ですね、もしお分かりであれば、差し支えない範囲でお聞かせいただければなと思うんですが。
勝田広幸 総合支援課長	先ほど400人前後と言いましたが、実際には、この400人の中に目視すら難しい、学校が出向いてもお会いすることができないご家庭も、少数なんですけど、存在しています。いろんな手で配布物であったりとか学習のこともいろいろお持ちするけど、実際に手元に行き渡っているのかどうかすら、確認するのが難しいところもあります。
苦野一徳 委員	ということは、こどもと会うことも難しい状況があるということですね。その場合ってものはや教育委員会だけではどうしようもないことだと思うので、何か福祉のほうであったり、連携して、これは多分こどもの権利保障ということを考えると、何としてもそこはつながらなきゃいけないような案件なんじゃないかなと思うんですよね。そのあたりってどうなんだろうかね。
勝田広幸 総合支援課長	苦野委員がおっしゃったみたいに、学校だけの力では非常に難しい場合には、関係機関と連携をしながら、特に健康福祉局であったり、各区保健こども課であったり、あるいは児童相談所であったりという協力も得ながら、家庭には接するところです。それでもつながらないという難しさは、やはりあります。
苦野一徳 委員	そのあたり、私もなかなか詳しくないので何とも言い難いんですけど、やっぱり権利が侵害されているという場合、ある程度の、介入の必要があるのかなと思うんですよね。そのあたりってどうなんですかね。どこまで介入していいのか、あるいはすべきなのか、しているのか、そのあたりはお分かりでしょうか。
勝田広幸 総合支援課長	先ほどのスライドにもありましたように、校内の教育支援体

	制の中にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだけではなくて、いろんな行政機関が入る、警察スクールサポーターにも協力をいただきながらという場合もございますし、それぞれの機関の業務で、お互いに役割分担しながらやっている実情はございます。 それでも保護者から、ほかとのつながりを拒まれるご家庭もありますので、非常に難しいところがあります。ケース会議を開いて、それぞれの担当でやれる範囲を分担しながら、対応している状況でございます。
苦野一徳 委員	ありがとうございます。またおいおい分かったときに教えていただければと思うんですが、法的なところですかね、親の権利とこどもの権利を考えたときに、やっぱりこどもの権利保障、何がしかの形で行政が介入して保障しなきゃいけないというときがあると思うんですね。それをどの程度までやることができ、やるべきなのかということを、ある程度はっきりと理解しておきたいというふうに、自分でも調べますけど、何がしかの形の介入ですよね、それやっぱりやらないと、こどもの一番大事な基本的な権利が侵害されちゃうということになるので、そのところ、ちょっと私ももうちょっと調べてみたいというふうに思いました。
澤栄美 委員	要対協というのがあって、要保護児童対策地域協議会、これは熊本市も持っていて、たしか東西南北ですか、中央区も。構成メンバーが児童相談所、市町村、それから学校、保育所、医療機関、警察などということで、やはりそういう、虐待を受けているこどもとか養育支援が必要な家庭に対して、地域の関係機関が連携して適切な支援を行うということで、定期的にそういう会が行われていて、私はSSWの出番じゃないかと言ったのは、結局そこに、学校が発見したときに、その家庭につながったり、担当の保健師さんにつながるといのがやっぱりSSWの仕事なんですよ。 去年新潟に行ったときに、同じ規模でSSWが2人でしたかね、ということで、21人いる熊本市って何て素晴らしいんだと思うんですけど、そういったところで活躍して、なかなかそれでも動かない保護者の方もいらっしゃると思うんですけど、そういうのがあるということの一つ、もしご存じなかったらと思って。

遠藤洋路 教育長

こどもの権利ということ言えば、確かに行政が介入しないといけない場面もあるのかもしれないですね。苦野委員がおっしゃるように、法律的には保護者に、学校にこどもを行かせないという場合は教育委員会が就学の督促をして、罰則もあるという仕組みはありますが、なかなかそれを実際に発動する場面は、熊本市においては少ない。ただ、もし全然連絡も取れないとかいう場合には、そういうきっかけというものもあるのかもしれないですね。こどもが行きたくないとか、そういう場合は当てはまらないかもしれないですけど、こどもの状態も確認できないという場合は、何らか強制力を持った措置も考えてもいいのかもしれないですね。

苦野一徳 委員

ちょっと話は変わってしまうんですけど、今回の議題が学校になじめないこどもの支援について今後さらなる成果を上げていくためにということなので、未然にやっぱり不登校にならないような学校環境づくりということがやっぱり基本だと思いますので、そこについても考えたいなと思います。

私、しばしば申し上げている名古屋の山吹小学校、不登校ゼロになったというこの実績を考えると、やっぱりいわゆる学びの在り方を大きく変えた、これはインクルーシブ教育も関係してきますので、今後やっぱり通常学級の学びの在り方をちょっとずつちょっとずつ、こどもたちが自己選択、自己決定の場を増やしていけるような、そういう授業づくり、それから対話を通してクラスや学校をつくっていく、常にこどもたちが声を聞かれる。

本当、授業すらやっぱり共同創造なので、校則であったりとか行事であったりとか授業であったりとか、日常的にこどもたちの声が聞かれ、こどもたちの声で学校やクラスや授業や行事がつくられていくという、こういう学校づくり、授業づくりをぜひこれもセンターと一緒に、何か私もできることがあればしたいなと思いますけど、そういった授業づくり、学校づくり、これが結局のところやっぱり一丁目一番地だと思いますので、インクルーシブ教育の実現ということも関連して、ここにもっともっと力を入れていきたいなというふうに思います。

西山忠男 委員

ちょっと苦野委員に質問ですけど、その不登校ゼロになったというのは非常にすばらしいと思いますし、授業づくりが大事

苦野一徳 委員

だという話も分かるんですけど、私の娘が不登校になったんですけど、そのあたりの話をずっと聞いていると、やはり人間関係が一番大きいんですよね。それで、授業づくりを今おっしゃるようにやっていったら、人間関係もよくなって、不登校がなくなるのでしょうか。

まさにそこなんですよ。例えば、私が学びの個別化・協働化・プロジェクト化の融合と呼んでいるような学びの在り方だと、自分のペースで自分に合った学び方で、いつでもどこでどんなふうに学び合うかというのを自己選択、自己決定しながら学んでいますけど、それが孤立した学びじゃなくて、緩やかな協働性に支えられているというのが非常に大事で、必要に応じて誰かの力を借りられる、自分も誰かの力になれる、自分の学びのペースとかレベルとか場所とか、そういったものが尊重されますので、お互いを尊重し合えるんですよね、お互いの学びを尊重するという中で、必要に応じて人間関係のこれ、面白いのは濃い薄いを超えて、学び合えるんですね。

多分、日常的に例えば小学校とか中学校とかで、ふだん学校の中でどれくらいの友達とコミュニケーションしているかといったら、実は意外に一部なんですね。数人とか多分コミュニケーションってあんまりしないんですよ。だけど、こういう日常的な緩やかな協働性の中で学び合うと、恐らくほとんどの友達と、クラスメートと1日の中で会話をすることになる。人間関係が非常に限定的になると、ここでトラブルが起これともうアウトということがあると思うんですけど、ほかにも学年を時に超えて、場合によっては地域ぐるみだと地域の人たちとも関わり合えるし、学年を超え地域を超えというふうにいるような人間関係が広がってくると、こっちが駄目でもこっち行けるとか、そういうことが起こってくるので、非常に包摂性が高まるんですね。なので、やっぱりその授業の在り方が変わることで人間関係が変わって行って、不登校にならなくてもよくなるという、そういうことは大いにあるかなと思います。

澤栄美 委員

一つだけちょっと言い忘れたことがあって、さっき長期欠席の子の人数の中に、フレンドリーとかフレンドリーオンラインの数入っているんですかというのを伺いして、苦野委員のほうからは、フリースクールの人数もということで、増えているんだけど、自分なりの学びの場を選択していることもがあると

苦野一徳 委員	いうところで、学びの場の多様化が進んでいるというのも、もしかしたらその人数を分析してみると、何か実際には全く学習の機会がないという、そういうこどもたち、案外減っていたりするかなと思ったので、それもちっといつか機会があったら、お忙しい中と思いますけど、時間があるときに、ないかもしれませんが、そういうのも調べてみてくださるといいなと思いました。 すみません、ちょっとその点に関しても、前もちっと申し上げたことがあるような気がするんですけど、多様な学びの機会の確保ということに関して、それはそれで非常に大事なことですよね。やっぱり問題は大きく2つあって、一つはやっぱり経済力に依存するというのが、フリースクールに通うとか、オルタナティブに行くとかいうのはやっぱり非常にお金がかかりますので、これ、今後行政的にいろいろとさらに支援を拡充していくという必要は多分あるだろうなと思います。これが一つ目の課題ですね。 あともう一つ、これ、ちょっとやっぱり最近気になっていて前に申し上げたんですけど、教育機会が多様化すると、じゃ、そっち行けばいいじゃないという排除の論理につながるんですよ。これ非常に大きな問題で、やっぱり学校をもっと包摂的にしていくというのがもう原則で、その上で多様な教育機会が学校外にもあるという構造にしていかないと、排除の論理が働いてしまうというこれは本当にゆゆしきことで、割とそういうことも起こりつつあるので、このことはちゃんと念頭に置いた上で、まず学校、地域の学校をもっともっと包摂的にしていくという、この大原則を忘れないようにしていきたいなというふうに思います。
遠藤洋路 教育長	今の澤委員と苦野委員のご意見に関連して、指導要録上の出席扱いになっている人数というのは分かるんですかね。
勝田広幸 総合支援課長	すみません、すぐは出せませんが、それは調べれば出せます。
遠藤洋路 教育長	その人数が毎年どんなふうに推移しているのかも分かれば、この長期欠席の児童生徒数と合わせてみれば、澤委員がおっしゃったように、ほか学びの場を見つけているこどもが増えてい

令和8年（2026年）6月 教育委員会会議録【6月25日（木）】

るのか、そうじゃないのかも分かると思うので、それも一つ参考としては、データとしてはあってもいいのかなと思います。

時間的にもちょうどいいぐらいですので、では、ほかはないようでしたら、本件は以上といたします。

【非公開の審議】

日程第3 議事

- ・議第39号 歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分に対する意見について

《吉里麻紀 教育政策課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

〔閉会〕

遠藤洋路 教育長

以上で本日の会議日程は全て終了いたしました。

では、ほかになければ、以上で令和8年6月定例教育委員会会議を閉会いたします。お疲れさまでした。